

山口 薫「十一面観音」水彩

高崎信用金庫の現況

令和4年度事業のご報告

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

2023

SINCE 1914



高崎信用金庫

※ 皆さまへのごあいさつ

皆さまには、平素より高崎信用金庫に対しまして、格別のご愛顧を賜り、心より御礼申し上げます。

今年も当金庫の経営方針や事業内容、業績等について、よりご理解を深めていただきたく、ディスクロージャー誌「高崎信用金庫の現況2023」を作成いたしましたので、ご覧いただければ幸いです。

令和4年度の国内経済は、長引くコロナ禍に加え、ウクライナ情勢の深刻化や円安の進行による資源価格高騰などの影響を受けつつも、感染症の抑制と経済活動の両立が進み、緩やかに回復してまいりました。

金融政策面では、欧米の中央銀行が急激なインフレを抑制するために、金融引き締めに動くなか、日本銀行は昨年12月に長期金利の変動許容幅を拡大し、金融緩和の姿勢を修正しました。

このような環境下、当金庫では、「支援力・営業力の強化」「経営力・内部態勢の強化」「人材力・組織力の強化」を重点課題に掲げ、地域経済の発展に貢献するため、積極的な

金融仲介機能の発揮と、創業・第二創業、経営改善、事業承継など、地域の中小企業支援に努めてまいりました。

特に、長期化する新型コロナウイルス感染症や原材料価格高騰などの影響を受ける取引先の資金繰りや本業支援など、個々の事業者の状況に応じた支援に、全力で取り組んでまいりました。

また、取引先企業の脱炭素化に向けた取り組みを支援するための商品やサービスの取扱いを新たに開始いたしました。

令和5年度においても「地域密着型金融・課題解決型金融」をさらに深めて発展させ、ポストコロナも見据えながら、地域の事業者の課題解決、ソリューション提案に一層取り組み、地域経済の活性化に努めてまいります。加えて、カーボンニュートラルやSDGsといった社会・経済の課題についても、地域の事業者の成長につながるチャンスとしても捉え、地域金融機関として積極的に後押ししてまいります。

さらに、お客さま、地域の方々の信頼や期

待に応えられる人材の育成とノウハウの向上を図り、外部専門家や外部機関との連携を一層強めてまいります。

また、コンプライアンス態勢やさまざまなリスクに対する管理態勢の充実を図り、安心できる金融機関として、地域のお客さまからの信頼を維持し、高めてまいります。そして、地域に根ざしたお客さま本位の営業姿勢の徹底とお客さま目線に立った利用者利便性の向上に努めるとともに、環境、文化、福祉といった地域の皆さまのお役に立つ活動についても、これまで以上に取り組んでまいります。

これからも、地域の皆さまのお役に立ち、「地域に寄り添い、地域で最も信頼される金融機関」を目指し、役職員一同、努力を重ねていく所存でございますので、一層のご支援ご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和5年7月

理事長 片山政明



経営理念

「経営理念」は、私たちの達成すべき「目的」です。

- 会員・顧客の繁栄
- 地域社会の繁栄
- 地元中小企業の健全な発展と地域住民の福利の向上

目指すべき姿

地域に寄り添い、地域で最も信頼される金融機関

地域のお客さまへの徹底した訪問活動と面談により、お客さまをよく知ることに努めます。

そして、お客さまの抱える課題を把握し、その解決をお手伝いすることで、お客さまのお役に立ち、地域に寄り添い、地域で最も信頼される金融機関を目指します。

基本理念

「基本理念」は、私たちの地域の皆さまに向けての「宣言」です。

- 地域の繁栄を願い、人びとの暮らしを見つめ、豊かな未来づくりを応援します。

顧客・会員・地域とともに歩み、地域社会になくはならない金融機関として、充実した機能サービスで対応。常に時代を先取り、地域の豊かな未来づくりに貢献します。

- しなやかな対応と独自性の発揮に努め、常に革新しつづけます。

激動と変革の時代に即応できる体制づくりを行い、高度化・多様化するニーズに迅速、的確に対応し、常に役立つ先進的な金融機関を目指します。

- ふれあいを育て、迅速な行動と進取の心でチャレンジします。

心のふれあいを大切にして、明るく積極果敢に行動し、地域の人びとや企業に親しまれ、信頼され、地域とともに発展する金融機関になるよう努めます。

創立以来変わらない姿勢

私たちは、こんな気持ちで、日々仕事に取り組んでいます。

- 地域にお住まいの方々のお役に立ちたい
- 地域で事業を営むの方々のお役に立ちたい
- 地域社会のお役に立ちたい

高崎信用金庫の概要 (令和5年3月31日現在)

所在地	高崎市飯塚町1200-1
電話	027-360-3000(代表)
創立	大正3年7月1日
会員数	27,296名
出資金	15億11百万円
預金	5,239億円
貸出金	2,233億円
店舗数	29店舗(うち出張所3)
役職員数	340名

CONTENTS

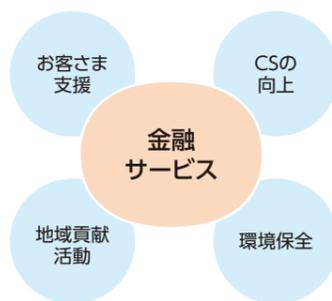
皆さまへのごあいさつ	
皆さまとともに	2
業績のご報告	14
経営管理体制	16
内部管理態勢	19
営業のご案内	24
信用金庫とは	28
計数資料編	29
開示項目一覧	52
沿革/令和4年度のあゆみ	53
店舗ネットワーク	54

本誌は、信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づいて作成したディスクロージャー資料です。本誌に記載の比率および金額は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

たかしんと地域社会

たかしんは、地域の中小企業の皆さまや個人の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、共に発展していくことを目的として運営されている相互扶助型の金融機関です。地域のお客さまからお預かりした大切な預金を、地域で資金を必要とするお客さまにご融資することにより、事業の発展や生活向上のお手伝いを通じて、地域社会の持続的発展に努めています。

地域金融機関としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンス（企業統治）、コンプライアンス（法令等遵守）、顧客保護等管理、リスク管理などの態勢の充実を図り、健全な業務運営を行い、地域経済・社会の発展に貢献してまいります。



シンボルマーク

このシンボルマークは高崎信用金庫のイニシャル「T」をデザインしたものです。Tから力強く広がるフォームは総合的な金融サービスと情報発信のパワー、また、職員一人ひとりが多方面に向けて積極的・エネルギーに活動を広げる姿をシンボライズしました。お客さまと地域のお役に立ちながら、共に発展していきたいという決意と願いを、このダイナミックなフォームに込めました。

たかしんのSDGsへの取組み

高崎信用金庫 SDGs宣言

(令和元年8月1日制定)

高崎信用金庫は、金融業務を通じて、地元中小企業の皆さまの事業の発展や、地域住民の皆さまの豊かな暮らしのお手伝いをする事で、地域社会の持続的発展に努めております。

また、金融サービスの提供にとどまらず、環境、文化、教育、福祉、防犯といった面においても、広く地域社会のお役に立つ活動に取り組んでおります。

当金庫のこうした取組みは、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の達成につながるものであり、今まで以上に、取組みを強化し、地域金融機関としての使命を果たすことで、SDGsの達成に貢献してまいります。



お客さまのカーボンニュートラルに関する取組み支援

政府は2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。たかしんでは、地域のカーボンニュートラルの実現に向け、お客さまの取組みを支援する商品・サービスの充実を図っています。

カーボンニュートラルを応援する事業資金「たかしんミライトビラ」

CO₂排出量削減の取組みを行う事業者に対し、金融面を通じて支援することを目的に、令和5年5月よりカーボンニュートラルを応援する事業資金「たかしんミライトビラ」の取扱いを開始しました。本商品利用期間中のCO₂排出量削減率に応じて、最大で0.2%の金利引下げを行う融資商品となっています。

商品名は、職員のカーボンニュートラルへの意識を一層高めるため、職員全員から募集し決定しました。

たかしんビジネス応援団「カーボンゼロ支援資金」

脱炭素に取り組む事業者を支援する「たかしんビジネス応援団『カーボンゼロ支援資金』」は、資金用途をCO₂削減や脱炭素に向けた取組みにかかる費用に限定することで、融資条件を従来の「たかしんビジネス応援団」より優遇しています。また、取扱手数料を免除とし、お客さまに手数料相当額を環境保護団体等に寄付していただく商品となっています。

e-dashとの業務提携

e-dash株式会社と業務提携し、CO₂排出量の可視化など、お客さまのカーボンニュートラルへの取組みを支援しています。

e-dash株式会社：CO₂排出量可視化から削減まで総合的にサポートするサービスプラットフォームを運営。三井物産株式会社の100%出資会社。

ZEH住宅に住宅ローン最優遇金利を適用

新しい省エネのかたちとして注目されるZEH（環境配慮型住宅）の普及と、住宅の「省エネ化+創エネ化」に取り組むお客さまを応援するため、ZEHを新築・購入する方に住宅ローンの最優遇金利を適用しています。

ZEH（ゼッチ）：net Zero EnergyHouse（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）は高断熱+省エネ（高効率設備）+創エネ（太陽光発電等）により、年間エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した環境配慮型の快適で健康な住宅のこと。



「たかしんSDGs取組支援サービス」の取扱い開始

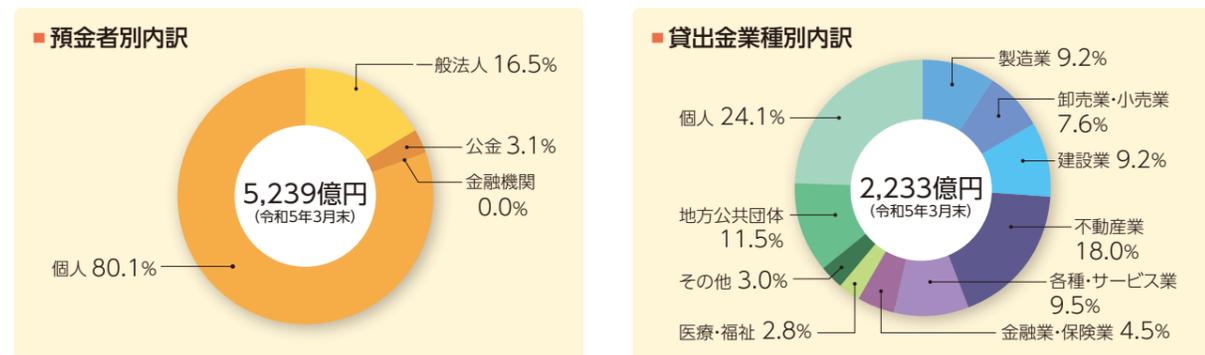
たかしんは、取引先企業のSDGsに関する取組みを支援し、企業の持続的成長と地域経済の活性化を図ることを目的に、三井住友海上火災保険株式会社とSDGsに関する包括連携協定を締結し、令和5年4月に「たかしんSDGs取組支援サービス」の取扱いを開始しました。

本サービスでは、①お客さまのSDGsへの取組状況の確認（取組状況の評価とフィードバック）、②「SDGs宣言書」の策定支援、③個別課題の解決支援を提供しています。



事業と暮らしを応援

たかしんの預金は個人のお客さまを中心にお預かりしており、貸出金は幅広い業種の中小企業のお客さまや個人のお客さまにご利用いただいています。



経営者保証に関する取組方針および「経営者保証ガイドライン」への取組状況

たかしんでは、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

(1) 経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針

「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ▶ お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- ▶ 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、お客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ▶ 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ▶ お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ▶ 事業承継時に、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ▶ お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

(2) 「経営者保証ガイドライン」への取組状況

(単位: 件、%)

	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	742
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	21.7
保証契約を解除した件数	68
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	-

ポストコロナへの取組み

現在、新型コロナウイルス感染症については、感染症の抑制と経済活動の両立が進み、ポストコロナの生活に移行しつつあります。たかしんでは、引き続き、お客さまからのお借入れや、返済条件変更等に関するご相談にきめ細かに対応し、地域の事業者支援や地域社会との連携を強化し、ポストコロナに向けた支援にも取り組んでいます。

地域の事業者を支援「ビジネスソリューション担当」の新設

地域の事業者の抱える課題に対し、解決手法等を提案するなどの支援を専門に行うセクションとして、令和4年4月に地域活性化推進室に「ビジネスソリューション担当」を新設しました。

さまざまな経営課題を抱えている地域の事業者を支援する専門の担当者が中小企業支援諸施策の情報提供や事業承継等の経営相談を行うほか、外部専門機関等(人材派遣、M&A等)との連携にも取り組んでいます。



ビジネスソリューション担当

商工組合中央金庫と「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」を締結

株式会社商工組合中央金庫と「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」を令和4年7月13日に締結しました。平成17年2月の「業務連携・協力に関する覚書」に次ぐ今回の契約により、地域産業や雇用を担う中小企業に対して経営改善や事業再生支援の分野で連携を一層強め、協調して中小企業の価値向上をサポートしていきます。

日本政策金融公庫と「事業承継支援に関する覚書」を締結

地域における中小・小規模事業者の事業承継問題の解決に資するため、株式会社日本政策金融公庫と「事業承継支援に関する覚書」を令和4年9月15日に締結しました。

たかしんの取引先事業者の事業譲渡・譲受のニーズを紹介し、全国ネットワークと事業承継マッチング事業の機能等を活用して円滑な事業承継を目指すものです。マッチング後も、協力して伴走支援を行います。

平成26年11月に「中小企業等支援に関する覚書」を締結しており、さらに連携を強化しながら、地域の持続的発展に貢献していきます。



日本政策金融公庫と覚書締結

金融円滑化への取組み

たかしんでは、地域に根ざした金融機関として、中小企業のお客さまや個人のお客さまに必要な資金を円滑に供給することを最も重要な役割と認識しています。

中小企業および個人事業者の方からの資金繰り全般に関するご相談や、住宅ローンをご利用のお客さまからのご相談、さらには創業を目指す方からのご相談に応じるため、出張所を除くすべての営業店融資窓口「特別相談窓口」を設置しています。

- **ご相談窓口 全営業店の融資窓口(出張所を除く)**
受付時間: 平日 9:00~15:00(高崎市場支店は8:00~15:00) ※住宅ローンに関するご相談は、たかしん相談プラザ(11ページ)でもご相談いただけます。
- **ご返済条件の変更等に関する苦情相談窓口**
担当部署: リスク統括部(TEL: 027-360-3458) 受付時間: 平日9:00~17:20

お客さま本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)

たかしんは、お客さまの安定的な資産形成のお役に立つため、お客さまの利益を保護する態勢のもと、より良い金融商品とサービスを提供する方針を策定し、ホームページで公表しています。またホームページでは、比較可能な共通の指標を公表しています。

地域経済の活性化「金融仲介機能のベンチマーク」と地域経済活性化への取組み



「金融仲介機能のベンチマーク」とは、金融機関が金融仲介機能を発揮して取引先企業の成長や地域経済の活性化に取り組みにあたり、それらを客観的に評価できる金融庁が策定した指標です。

たかしんは地域に根ざした金融機関として、各種ベンチマークも活用しながら、地域経済の活性化に向けて、一層の金融仲介機能の発揮に努めています。「金融仲介機能のベンチマーク」に該当するものは、**ベンチマーク**と記載しています。
(ベンチマークは全て法人取引先を対象としています。)

お客さまとの取引の状況

たかしんは多くの地元企業の方からメインバンク*としてお取引をいただいています。メイン先にとって信頼できるパートナーであるために、売上高や生産性の向上、従業員の確保等に向けて積極的な支援を展開しています。

今後もたかしんは支援を継続し、質の高いサービスを展開してまいります。

*取引先金融機関の中で当金庫の融資残高が最も多い先

メインバンクとしての取引先企業数と融資残高 **ベンチマーク**

	令和3年度	令和4年度
メイン先数	1,501	1,530
全取引先数に占める割合	65.5	65.4
メイン先の融資残高	671	658
経営指標等が改善した先数	953	1,027

企業のライフステージ別取引状況 **ベンチマーク**

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
与信先	2,340	222	148	1,470	241	259
融資残高	1,118	39	101	795	57	125

創業期→創業後5年以内の先 成長期→直近2期の売上高平均が同5期の売上高平均に対して120%超の先
安定期→同80%～120%の先 低迷期→同80%未満の先 再生期→貸付条件の変更または延滞のある先

事業性評価への取組み

事業性評価とは、企業との十分な対話などを通して事業の内容（企業の独自性、経営資源などの強み、抱える課題、経営環境など）を把握することにより、企業の将来性や成長可能性等を適切に評価することです。

たかしんでは、経済産業省が作成した支援機関と企業との対話ツールである「ローカルベンチマーク」も活用し、事業性評価の結果などに基づき取引先企業と対話を行い、労働生産性向上などの経営改善支援に努めています。

事業性評価の結果やローカルベンチマークを活用した取引先数 **ベンチマーク**

	令和3年度	令和4年度
事業性評価の結果やローカルベンチマークを示して対話を行っている取引先数	923	1,084
事業性評価の結果やローカルベンチマークを示して対話を行っている取引先のうち、労働生産性の向上に資する対話を行っている取引先数	491	595

事業性評価に基づく融資の与信先数および融資額、および、全与信先数および融資額に占める割合 **ベンチマーク**

	令和3年度		令和4年度	
	先数	融資残高	先数	融資残高
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数および融資残高	391	290	427	302
上記計数の全与信先数および当該与信先の融資残高に占める割合	17.1	25.8	18.2	27.0

※年度末時点における累計先数、総融資残高を記載

「SCBふるさと応援団」を活用した高崎市への寄付金贈呈

令和5年2月24日、信金中央金庫が高崎市に対して、信金中央金庫創立70周年記念事業「SCBふるさと応援団」にかかる寄付金1千万円を贈呈しました。

寄付金は、たかしんが信金中央金庫に申請した「障害者農業就労施設整備・運営事業」が採択されたことによります。同事業は、障がい者の就労の場、社会参加の場として高崎市倉洲地域にメロンの水耕栽培施設を整備し、障がい者の自立促進とともに、過疎化が進む同地域の活性化を図るものです。

今後はたかしんと高崎市が連携して、農産物および加工品の販路開拓や人材紹介などを推進していきます。 ※SCBは信金中央金庫(Shinkin Central Bank)の英文略称



SCBふるさと応援団寄付金贈呈式

創業・新事業の支援

事業所数の増加は、雇用機会の創出となり、地域活性化へとつながります。たかしんは、創業・新事業を積極的に応援しています。創業希望者が創業計画書を作成する際のアドバイスや、創業間もない方々への継続訪問などの支援に取り組んでいます。

たかしんが関与した創業件数 **ベンチマーク**

(単位:件)

総数	令和3年度		令和4年度	
	法人	個人	法人	個人
45	17	28	49	29

高崎モーニングピッチ

たかしんは、「創業者やベンチャー企業などを応援し、高崎市における創業率の向上を目指すことにより、地域を活性化したい」という思いから、高崎市、高崎商工会議所およびデロイトトーマツベンチャーサポート株式会社と連携し、平成27年度から「高崎モーニングピッチ」を開催しています。

「高崎モーニングピッチ」は、成長意欲の高い起業家等が自社の製品・サービス・技術・ノウハウ等に関するプレゼンテーションを行い、その可能性を見出してくれる参加者（公的団体、民間企業、金融機関、投資家等）との出会いを創出し、新たな取引や連携を促すことを目的としています。

・令和4年度開催日:7月6日、11月17日、3月9日



高崎モーニングピッチ

事例① 独立・創業支援

Aさんは業務用食器を扱う商社から独立を考え、たかしんに創業資金の相談をしました。

たかしんは、事業計画の作成を支援し、「中小企業等支援に関する覚書」を結び日本政策金融公庫と協調融資を行いました。また、得意先を持っていなかったAさんにたかしんの取引先を紹介するなどの売上増加支援、群馬県の企業支援制度である「新ぐんまチャレンジ支援金」を活用した会社ホームページ作成など事業PRの支援を行いました。

その後も、売上増加に伴う人員不足を解消するため、厚生労働省の「キャリアアップ助成金」を案内するなど、継続した支援を行っています。

たかしんビジネスプラン・コンテスト2022

たかしんは、地域の未来を担う人材の育成、ならびに斬新なアイデアを新たなビジネスモデルとして活用することにより、高崎市の活性化に貢献することを目的に、大学生による「たかしんビジネスプランコンテスト」を開催しています。

高崎市内の9大学に在籍している学生から29件のビジネスプランの応募があり、令和4年12月17日に行われた最終審査では、一次審査を通過した8組がプレゼンテーションを行い、最優秀賞1組、優秀賞2組が選ばれました。



プレゼンテーションの様子

しんきん法人ポータル「たかしんケイエール」

取引先企業のデジタル化を支援するため、しんきん法人ポータル「たかしんケイエール」の取扱いを開始しました。本サービスは、インボイス制度・電子帳簿保存法への対応や、複数口座の一括管理が行える便利なサービスです。



主な機能 ①資金繰り管理 ②電子請求書対応 ③電子ファイル共有・保存 ④課題解決サービス ⑤バックオフィスサービス

成長・発展の支援

本業支援(企業価値向上)の取組み

たかしんは、企業価値向上に資する取組みとして、売上向上や製品開発等に関連した本業支援を展開しています。また、販路拡大やM&A等のソリューション提案の充実にも努めています。

●たかしん1日巡回経営相談サービス

たかしんでは、2つの経営相談サービスを併用し、企業のライフステージに応じたコンサルティングなど、取引先企業へ実効性の高いサポートに取り組んでいます。

▶たかしん1日巡回経営相談サービスI型(連携先:一般社団法人群馬県中小企業診断士協会)

令和4年度実績:102先(累計1,150先)

▶たかしん1日巡回経営相談サービスII型(連携先:株式会社船井総合研究所)

令和4年度実績:4先(累計29先)

●事業サポート相談

たかしんでは、事業者の皆さまが抱えるさまざまな課題に対して、共に解決に向けた手法を考えるために「事業サポート相談」を実施しています。相談申込書の内容に対して、一つひとつ丁寧に相談に応じ、課題解決に向けたサポートを行っています。令和4年度は2,199件の相談申込みがありました。



本業(企業価値の向上)支援先数および全取引先数に占める割合、本業支援先のうち、経営改善が見られた先数 **ベンチマーク** (単位:社、%)

	令和3年度			令和4年度		
	全取引先数①	本業支援先数②	②/①	全取引先数①	本業支援先数②	②/①
本業支援先数および全取引先数に占める割合	2,291	283	12.4	2,340	397	16.9
本業支援先のうち、経営改善が見られた先数		187			302	

ソリューション提案先数および融資額および全取引先数および融資額に占める割合 **ベンチマーク** (単位:社、億円、%)

	令和3年度			令和4年度		
	全取引先数①	ソリューション提案先②	②/①	全取引先数①	ソリューション提案先②	②/①
ソリューション提案先数および同先の全取引先数に占める割合	2,291	422	18.4	2,340	433	18.5
ソリューション提案先の融資残高および同先融資残高の全取引先の融資残高に占める割合	1,124	251	22.3	1,118	284	25.4

外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数 **ベンチマーク** (単位:社)

令和3年度	令和4年度
225	251

取引先の本業支援に関連する中小企業支援策の活用を支援した先数 **ベンチマーク** (単位:社)

令和3年度	令和4年度
126	135

※認定支援機関による経営改善計画策定支援、各種補助金申請支援などを実施した先

成長をサポートする研修・講演会の開催

●新入・若手社員研修(令和4年4月22日)

「たかしん新世紀クラブ」の会員企業および取引先企業の新入・若手社員の育成支援を目的として開催しています。令和4年度は21名が参加しました。

●たかしん新世紀クラブ オンライン講演会(令和4年9月2日)

高田明氏(株式会社A and Live代表取締役、株式会社ジャパネットたかた創業者)を講師とした講演会「夢持ち続け日々精進」を開催し、43名が参加しました。

●高信経友会・たかしん新世紀クラブ合同オンライン講演会(令和5年3月6日)

野村修也氏(中央大学法科大学院教授/弁護士)を講師とした講演会「ピンチをチャンスに! —社会課題の解決がビジネスを生む—」を開催し、42名が参加しました。



オンライン講演会

経営改善・再生支援

経営改善支援

令和4年度は115先のお客さまに対して、経営改善に向けた支援に取り組みました。そのほかのお客さまにも職員が適宜訪問し、経営支援に努めています。

経営改善支援の取組み実績(令和4年4月~令和5年3月)

(単位:先)

	期初債務者数 A	うち経営改善支援取組先数 a	aのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 b	aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 c	aのうち再生計画を策定している先数 d	経営改善支援取組率 =a/A	ランクアップ率 =b/a	再生計画策定率 =d/a
正常先 ①	3,459	0		0	0	-		-
要注意先	うちその他要注意先 ②	512	87	2	77	17.0%	2.3%	51.7%
	うち要管理先 ③	25	8	0	8	32.0%	0.0%	37.5%
破綻懸念先 ④	86	20	0	19	11	23.3%	0.0%	55.0%
実質破綻先 ⑤	64	0	0	0	0	-	-	-
破綻先 ⑥	12	0	0	0	0	-	-	-
小計(②~⑥の計)	699	115	0	104	59	16.5%	0.0%	51.3%
合計	4,158	115	2	104	59	2.8%	1.7%	51.3%

貸付条件の変更を行っている企業の経営改善計画の進捗状況

たかしんでは、貸付条件の変更を行ったお客さまに対して経営改善計画の策定支援と策定後のフォローも行っていきます。

貸付条件の変更を行っている企業の経営改善計画の進捗状況 **ベンチマーク**

(単位:社)

令和3年度					令和4年度				
条件変更総数	好調先	順調先	不調先	計画無の先	条件変更総数	好調先	順調先	不調先	計画無の先
195	3	21	16	155	201	6	14	14	167

事業承継

中小企業・小規模事業経営者の高齢化と少子化の影響も重なり、後継者の不在・不足により廃業する企業が増加しています。事業所数の減少は、雇用機会の喪失へとつながり、地域経済を停滞させる要因となりうることから、事業承継は喫緊の課題といえます。

たかしんでは「事業承継ヒアリングシート」を活用し、事業承継に向けた準備状況を確認し、未着手の場合には事業承継計画の策定支援を行うなど、早期の事業承継に向けたサポートをしています。

また、群馬県事業承継・引継ぎ支援センターなどの専門機関との連携を強化し、国や地方公共団体等の事業承継支援制度を積極的に活用するなど、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継に向けて、さまざまな支援に取り組んでいます。

事例② 補助金を活用した新規設備導入による生産性向上支援

金属加工業を営むB社から、省エネ補助金を活用した加工機械の入替えについて相談を受けました。

たかしんは補助金の申請支援とともに、節税対策として先端設備等導入計画や経営力向上計画の活用についても提案しました。群馬県よろず支援拠点を活用し、専門家から詳細なアドバイスを受けるなど綿密に連携して、申請に向けての支援を行いました。

無事すべての申請が認められ、設備資金の融資に対応することで補助金以外の資金面もサポートし、B社は当初の予定通りの計画を進めることができました。補助金を利用して新たな機械を導入することにより、製造過程の自動化や加工精度の向上など、労働生産性の向上を図ることができました。

事例③ 経営改善支援

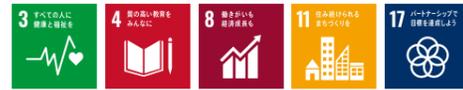
運送業を営むC社は、コロナ禍による荷物量の減少や燃料費高騰により、経営環境が厳しくなっていました。この状況に対してたかしんでは、C社社長、コンサルタント、たかしん営業店担当者、本部担当者によるモニタリング会議を毎月実施し、業況回復に向けた支援を行いました。

そのような中、主要取引先の事業縮小により売上減少が加速、回復までには時間を要することから、現状の返済が困難となり元金返済据置の相談を受けました。

たかしんでは、可能な限りの返済負担軽減が必要と判断し、計画的に経営改善を図るため、国の補助金を活用した「経営改善計画策定支援事業」を提案しました。その結果、経営改善計画書を策定し、2年間の元金据置の条件変更を実施することとなりました。

現在は、取引先の拡大や利幅のある受注獲得、既存取引先との受注単価交渉等を盛り込んだ経営改善計画の策定など、たかしんは計画に基づいた経営改善支援を継続しています。

地域社会の繁栄



たかしんは地域社会と密着した金融機関として、金融サービスや各種情報の提供を通じて、地域社会づくりに貢献することを企業の社会的責任と位置付け、積極的に取り組んでいます。

地域における経済的貢献のみならず、環境、文化、教育、福祉、防犯などの面においても、広く地域社会の活性化につながる活動に取り組み、地域の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域社会の持続的発展に努めています。

地域貢献活動

地域行事への参加・ボランティア活動

- ▶「全店一斉クリーンアップ活動」を実施。毎月1回、店舗の周辺地域を清掃しています。
- ▶献血運動に役職員延べ88名が協力しました。(6月16日、1月17日)
- ▶「第32回ぐんまマラソン」に協賛。たかしん職員もボランティアおよびランナーとして参加しました。(11月3日)



献血運動



ぐんまマラソンボランティア

子育てを支援

- ▶群馬県の子育て支援事業ぐんまちょい得キッズパスポート事業「ぐーちょきパスポート」に協賛し、子育て支援金利を住宅ローン、自動車ローン、教育ローンに適用しています。

子育て支援金利適用実績(令和4年度) (金額単位:百万円)

	件数	金額
住宅ローン	6	163
自動車ローン	61	133
教育ローン	85	276

芸術・文化・教育の振興

- ▶青少年の健全な育成を目的として、文化やスポーツ、教育の振興に資するため、高崎市(公益財団法人高崎財団)へ100万円を寄付しました。
- ▶たかしんアートワーク
本店ギャラリーで地域にゆかりのある芸術家の絵画展や書道展などの企画展を開催しました。



高崎市へ寄付

地域の安全

- ▶地域の犯罪を抑止・防止し「明るく安全な街づくり」に向けて、営業車(バイクも含む)に反射シートを装着し、地域防犯パトロールを実施しています。



特殊詐欺防止啓蒙活動

振り込み詐欺等特殊詐欺被害未然防止への取り組み

- ▶たかしんでは詐欺防止チラシを独自に作成し、詐欺被害未然防止に向けた啓蒙活動に取り組んでいます。年金支給日には、高崎警察署や地域の団体と連携した声掛け活動も行っています。

ご注意ください! 「それってサギかも?」

振り込み詐欺、還付金詐欺に加えて、警察・官公庁・金融機関などの職員をかたり、暗証番号を聞き出してキャッシュカードをだまし取る手口の被害が頻発しています。金融機関などの職員が、お客様のキャッシュカードをお預かりすることや、暗証番号をお尋ねすることは絶対にありませんので、ご注意ください。少しでも不安に思ったときは周囲の人に相談してください!



相談業務

たかしんでは、お客様のさまざまなご相談にお応えするため、土日も住宅ローンなどのご相談やお申込みをいただける「相談プラザ」の設置や年金などに関する各種相談会を開催しています。

たかしん相談プラザ

住宅ローンなどの各種個人ローンのご相談・受付を平日は夜7時、土日は夕方5時まで承ります。

お取扱業務	●住宅ローン、自動車ローン、教育ローンなど各種個人ローンに関するご相談・受付 ●年金、資産運用に関するご相談
営業日	●平日および土・日曜日(12月31日～1月3日と祝日を除く)
営業時間	●平日 9:00～19:00 ●土・日曜日 10:00～17:00
住所	●高崎市貝沢町1283-1(貝沢支店内)
電話番号	●フリーダイヤル 0120-603-796



たかしん相談プラザ

年金相談会

年金相談会は毎月2～3回開催しています。詳しくは、たかしん地域サポート部年金担当(TEL:027-360-3457)までお問い合わせください。

「いつから、いくらぐらい、もらえるの?」「お給料をもらいながら、もらえるの?」「退職前後の諸手続きは?」など、年金に精通した専門家(社会保険労務士)とたかしん年金担当がお一人さまごとに丁寧にお答えします。年金のことなら何でもお気軽にご相談ください。



年金相談会

税務相談会

毎年2月中旬ごろ、本店営業部にて開催しています。

年金をお受取りのお客様や医療費控除・住宅取得控除を受けられるお客様の所得税の還付請求について、税理士が確定申告の書類作成などのご相談を承ります。



税務相談会

上野三碑の普及推進活動

国の特別史跡である山上碑・多胡碑・金井沢碑で構成される上野三碑がユネスコ「世界の記憶」に登録されて5周年を迎えました。たかしんでは、地域の貴重な文化遺産である上野三碑のPRにつながる活動に取り組んでいます。

- 上野三碑かるた原画・原書展 in たかしん(令和4年8月8日～8月26日)

上野三碑かるたの絵札原画・読み札原書(各44枚)と、上野三碑の原寸大レプリカの展示を行いました。

共催:高崎市教育委員会

- 高崎市・高崎信用金庫 共同美化活動(令和5年2月23日)

上野三碑の一般公開に先立ち、高崎市と共同で美化活動を実施しました。職員とその家族が参加し、山上碑周辺の清掃活動を行いました。



上野三碑かるた



原画原書展



上野三碑美化活動

環境保全



環境保全に向けて

「高崎信用金庫 環境方針」の制定

たかしんは、持続可能な社会の形成に向けて環境への負荷軽減に取り組むため、平成30年4月1日に制定した「高崎信用金庫 環境方針」に基づき、環境活動に取り組んでいます。

高崎信用金庫 環境方針

高崎信用金庫は、地球に優しく社会と融和した金融機関を目指し、以下のとおり取り組みます。

1. 事業活動を通じて、省エネルギーやリサイクルを推進し、環境負荷の低減を図ります。
2. 環境パフォーマンスの継続的改善を実行し、環境汚染の予防に努めます。
3. 環境に関連した法規制および協定等を遵守します。
4. 環境保全に役立つ金融商品および金融サービスの提供を通じて、地域の皆さまの環境保全活動を支援し、地域社会の環境改善に貢献します。
5. 環境方針を役職員および当金庫のために働くすべての人に周知徹底するとともに、一般に公開します。

環境負荷低減活動

環境に配慮した商品・サービスの取扱い

取扱いに応じて環境保護団体等に寄付を行う融資商品や、CO₂排出削減を推進する商品・サービス等を取り扱っています。

- ・個人向けカードローン「たかしんエコきゃっする」
- ・たかしんビジネス応援団「カーボンゼロ支援資金」
- ・カーボンニュートラルを応援する事業資金「たかしんミライノビラ」
- ・CO₂排出量可視化サービス「e-dash」

クールビズ、ウォームビズの実施

節電の推進

営業車、職員の自動車のアイドリングストップの推進

営業車両にCO₂を排出しない電気自動車を配備

- ・令和4年度末11台



電気自動車

環境に優しい通帳等の導入

- ・総合口座、普通預金、定期預金、定期積金通帳には、製造過程にグリーン電力^{*1}を、印刷時に植物油インキとFSCミックス^{*2}の用紙を使用。



定期預金通帳

- *1 風力、太陽光、バイオマスなどの自然エネルギーや再生可能エネルギーによって発電された電力。
- *2 環境に配慮した適切な管理が行われていると認証された森林から製造された木材製品や紙製品。

- ・現金封筒には、製造過程にグリーン電力を、印刷時に国産竹配合パルプ（竹紙）を使用。

- ・お客さまへ粗品を進呈する際などに使用するサービス品袋の一部には、石油資源の節約とCO₂排出削減につながるサトウキビ由来の植物性プラスチックを使用。



現金封筒とサービス品袋

「花育」活動の実施

たかしんでは緑や花（植物）を種から植え、育てていく活動（「花育」活動）を若手職員が中心となって実施しています。親しみやすく、明るい店づくりに努めています。



働きやすい職場づくり



ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立支援）

たかしんでは、職員の職業生活において十分な能力を発揮できる環境を整備し、仕事と家庭が両立できる支援に取り組んでいます。今後も職員一人ひとりがいきいきと働き、能力を最大限に発揮できる環境づくりに努めることで地域社会の活性化に貢献してまいります。

「プラチナくるみん認定」、「えるぼし」認定の取得

たかしんでは、次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定企業として、「プラチナくるみん^{*1}認定」を令和2年6月に取得しています。また、女性活躍推進に積極的な企業として、優良企業認定マーク「えるぼし^{*2}」（2段階目）を令和元年7月に取得しました。

*1 プラチナくるみんは、「子育てサポート企業」（従業員の子育てにやさしい企業）として仕事と育児の両立支援においてさらに高い水準の取組みを行い、特例認定基準を満たした場合に取得できる制度です。

*2 えるぼしは、厚生労働省が女性活躍推進に積極的な企業を認定する優良企業認定マークです。



プラチナくるみん

えるぼし

「健康経営優良法人」認定の取得

令和5年3月8日に、経済産業省と日本健康会議が実施する健康経営優良法人認定制度^{*}において、「健康経営優良法人2023（大規模法人部門）」の認定を受けました。

* 健康経営優良法人認定制度は、地域の健康課題に即した取組みや、日本健康会議が進める健康増進の取組みのもと、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。



2023
健康経営優良法人
Health and productivity

改正女性活躍推進法の施行に伴う情報公表項目の開示

令和2年6月1日に「改正女性活躍推進法」が施行され、たかしんでは「職業生活の機会に関するもの」と「職業生活と家庭生活との両立に関するもの」の2区分から次の項目を開示しています。

〈職業生活に関する機会の提供〉

- 男女別の採用における競争倍率（直近3事業年度、総合職）：女性9.09倍、男性5.89倍
- 管理職に占める女性労働者の割合（直近事業年度）：12.1%
- 男女の賃金の差異（直近事業年度）

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者	63.6%
うち正職員	69.7%
うち嘱託職員・契約職員・パート職員	63.2%

対象期間：令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与を含み、次世代育成手当、通勤手当を除きます。差異についての補足説明：当金庫は正職員を全員総合職採用としていますが、管理職に占める女性職員の割合が12.1%であることが差異の主たる要因です。同割合を高めるため「女性活躍推進法に基づく行動計画」を実践していきます。

〈職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備〉

- 男女の平均継続勤務年数の差異（直近事業年度、総合職）：女性15.58年、男性19.50年
- 労働者の1月当りの平均残業時間：（対象正職員）6.4時間
- 有給休暇取得率：62.8%

女性活躍推進法に基づく行動計画

【期間】令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）

目標①：管理職（代理以上）に占める女性職員の割合を15.0%以上とする

【取組】・ジョブローテーション制度の効果的運用により将来、管理職候補となる人材育成に取り組む
・ロールモデルとなる女性管理職と女性職員との交流機会設定により、キャリア形成意欲向上に取り組む

目標②：年次有給休暇取得率50%以上の維持・向上

【取組】・長期連続休暇、プラスワン休暇、メモリアル休暇の計画表の策定・活用により年次有給休暇の取得を促進する

人材育成

すべての職員が活躍するための組織づくりに向けて、若手職員のための自主勉強会「未来塾」などさまざまな研修を開催しています。また、窓口および営業担当者の接客マナー向上や提案力を高めるため、ロールプレイング大会を実施し、地域や地域のお客さまの課題解決を担う人材の育成に取り組んでいます。



ロールプレイング大会



研修風景

業績のご報告

業務活動の取組み

令和4年度は、「支援力・営業力の強化」「経営力・内部態勢の強化」「人材力・組織力の強化」を重点課題に掲げ、地域経済の発展に貢献するため、積極的な金融仲介機能の発揮と、創業・第二創業、経営改善、事業承継など、地域の中小企業支援に努めました。

特に、コロナ禍や原材料価格高騰などの影響を受ける取引先の資金繰りや本業支援など、個々の事業者の状況に応じた支援に、全力で取り組んでまいりました。

昨年4月には、地域の事業者の抱える課題に対し、解決手法等を提案するなどの支援を専門に行うセクションとして、地域活性化推進室内に「ビジネスソリューション担当」を新設しました。

また、取引先企業の脱炭素化に向けた取組みを支援するため、CO₂排出量の可視化から具体的な削減方法まで総合的にサポートするe-dash株式会社と業務提携を締結したほか、資金使途を脱炭素化に向けた設備の導入等に限定することで、従来商品に比べ融資条件を優遇した「たかしんビジネス応援団『カーボンゼロ支援資金』」の取扱いを開始するなど、地域のカーボンニュートラルの実現に向けた取組み・支援に努めています。

預金・貸出金の状況

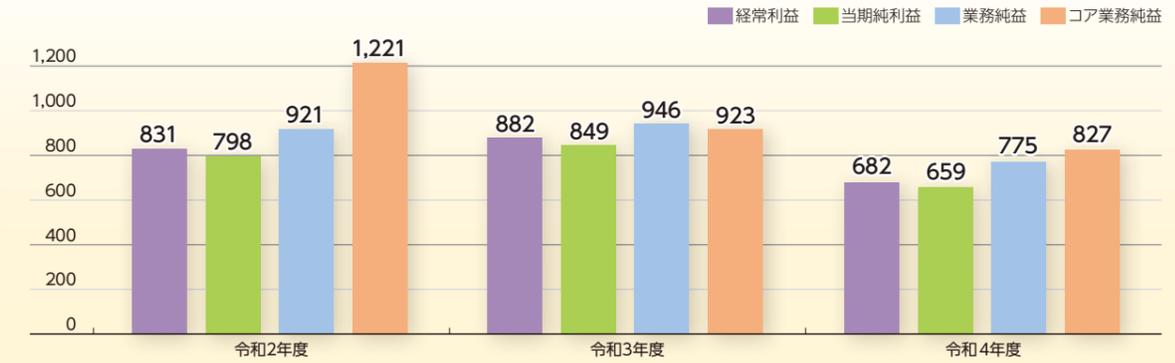
令和4年度の預金残高は、前年度末比47億円増加（増加率0.92%）の5,239億円、貸出金残高は、同比41億円減少（減少率1.81%）の2,233億円となりました。

損益の状況

損益面では、金融商品の販売が伸びたこと等により、役員取引等収益が増加した一方で、貸出金利息の減少や市場環境の悪化による有価証券の売却益の減少、貸倒引当金繰入額の増加などにより、経常利益は6億82百万円（前年度比2億円減少）、当期純利益は6億59百万円（同比1億89百万円減少）となりました。

業務純益については、7億75百万円、本来の業務活動の利益であるコア業務純益は8億27百万円となりました。

経常利益／当期純利益／業務純益／コア業務純益



自己資本比率の状況

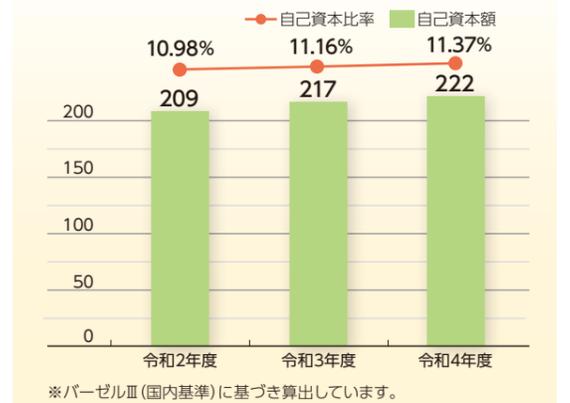
自己資本比率は、前年度末比0.21ポイント上昇し、11.37%となりました。

自己資本比率とは、経営の健全性・安全性を示す重要な指標の一つです。

自己資本比率は、損失が発生する可能性のある資産総額（リスク・アセット等）に対し、出資金や内部留保などの自己資本額が占める割合（比率）を示しています。

たかしんの自己資本比率は、信用金庫に求められている国内基準である4%を大きく上回っており、健全性において全く問題のない水準となっています。

自己資本比率と自己資本額



※パーゼルⅢ(国内基準)に基づき算出しています。

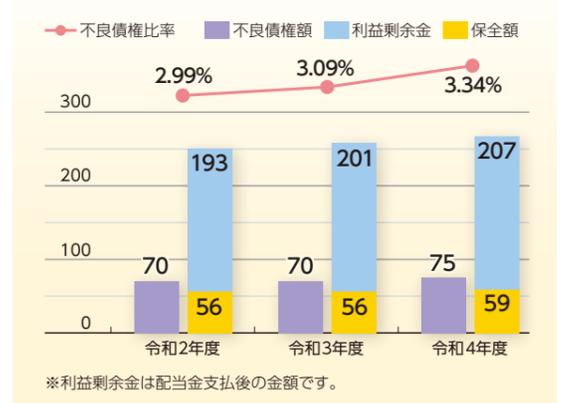
不良債権および保全の状況

経営の健全性を維持確保するため、厳正な基準を定め、保有資産を個別に精査する「資産自己査定」を毎年行い、それぞれの資産の健全性に合わせた適正な償却・引当を実施しています。

金融再生法に基づく不良債権比率は、前年度末比0.25ポイント上昇し、3.34%となりました。なお、これらの債権は、担保・保証等による回収見込額と貸倒引当金からなる保全額によって十分カバーされています。

また、保全額に加え内部留保である利益剰余金は207億円あり、不良債権に対する備えは万全です。

不良債権および保全



※利益剰余金は配当金支払後の金額です。

事業の展望および対処すべき課題

令和5年度は、「地域密着型金融・課題解決型金融」をさらに深めて発展させ、ポストコロナも見据えながら、地域の事業者の課題解決、ソリューション提案に一層取り組み、地域経済の活性化に今まで以上に努めてまいります。加えて、カーボンニュートラルやSDGsといった社会・経済の課題についても、地域の事業者の成長につながるチャンスとしても捉え、地域金融機関として積極的に後押ししてまいります。

さらに、お客さま、地域の方々の信頼や期待に応えられる人材の育成とノウハウの向上を図り、外部専門家や外部機関との連携を一層強めてまいります。

また、コンプライアンス態勢やさまざまなリスクに対する管理態勢の充実を図り、安心できる金融機関として、地域のお客さまからの信頼を維持し、高めてまいります。さらに、地域に根ざしたお客さま本位の営業姿勢の徹底とお客さま目線に立った利用者利便性の向上に努めるとともに、環境、文化、福祉といった地域の皆さまのお役に立つ活動についても、これまで以上に取り組んでまいります。

そして、これらの取組みを通じて、地域社会、地域経済の持続的な発展に貢献し、地域に寄り添い、地域で最も信頼される金融機関を目指してまいります。

経営管理体制

総代会制度について

信用金庫は、相互扶助の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、会員数が多いと、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算に関する事項、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限らず、日常の業務活動においても、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな取組みを進めています。

総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

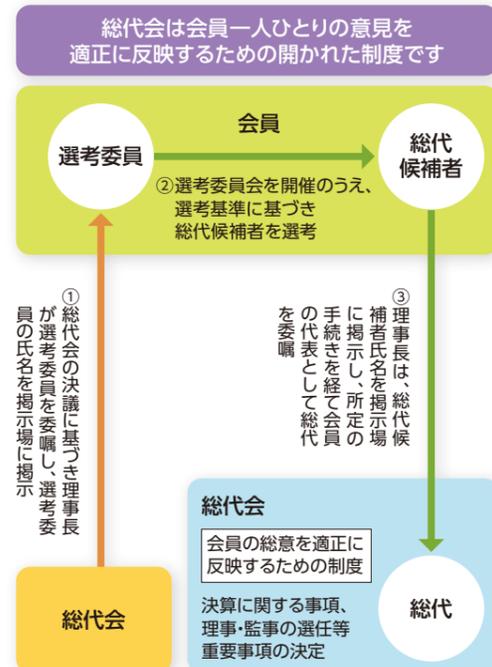
- 総代の任期は3年です。
 - 総代の定数は、120人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。
- なお、令和5年3月31日現在の総代数は116人です。

(2) 総代の選任方法

- 総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。
- そこで総代の選考は、下記の総代候補者選考基準に基づき、次の手続きを経て選任されます。
- 総代会の決議により会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
 - 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
 - 総代候補者の氏名を掲示場に掲示しかつ上毛新聞紙上で掲示場に掲示してある旨公告する。
 - その総代候補者を会員が信任する。
(異議があれば申し立てる)

総代候補者選考基準

- 資格要件
 - 当金庫の会員である者
 - 就任時点で満80歳を超えない者(ただし平成31年の任期満了時点で総代である者については適用しない)
- 適格要件
 - 総代としてふさわしい見識を有している者
 - 良識をもって正しい判断ができる者
 - 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
 - その他総代選考委員が適格と認めた者



地区を4区の選任区域に分け、選任区域ごとに総代の定数を定める



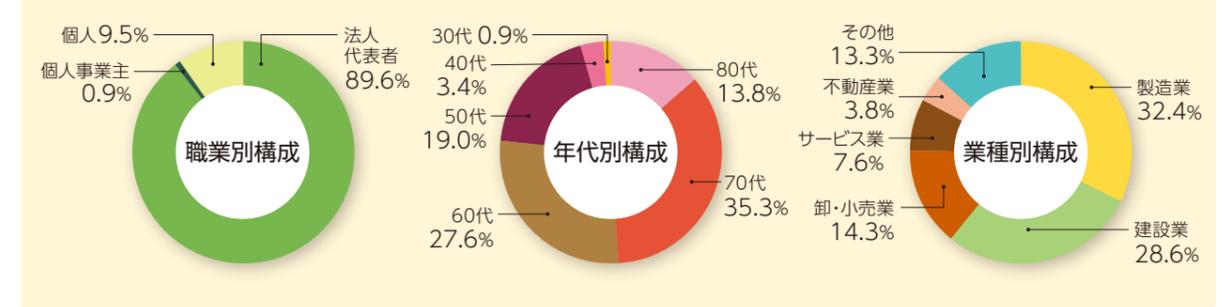
総代ご芳名等

令和5年3月31日現在(五十音順、敬称略)

選任区域	会員数	総代ご芳名(計116人)	地域名
第1区 (定数30人以内)	6,884人	相川重幸⑥ 四十山満紀② 有賀丈剛① 井上幸己② 岩井 真③ 江原正弘③ 川嶋正靖③ 栗本靖彦⑤ 小林輝男④ 提著康裕② 佐藤秋二①① 佐藤孝志① 佐藤信行⑤ 清水一希⑤ 滝澤政吉③ 田口恵一③ 竹中 隆⑨ 田中栄司③ 野口浩康② 羽鳥武久⑩ 深野清一⑧ 藤井行雄③ 堀江 茂⑥ 町田一明⑧ 松倉栄一② 松脇盛人⑧ 宮澤 伸② 森本純生⑧ 山田康夫② 山中隆稔①	相生町 赤坂町 旭町 あら町 石原町 請地町 歌川町 鍛冶町 嘉多町 片岡町 金井淵町 上豊岡町 上和町 北久保町 北通町 九蔵町 剣崎町 朝町 下大島町 下豊岡町 下横町 下和田町 白銀町 新紺屋町 真町 新田町 砂質町 住吉町 堰代町 田町 台町 高砂町 高松町 竜見町 椿町 鶴見町 寺尾町 通町 常盤町 中紺屋町 中豊岡町 成田町 栗附町 鼻高町 聖石町 檜物町 藤塚町 町屋町 南町 宮元町 本町 元紺屋町 八島町 八千代町 柳川町 山田町 八幡町 弓町 四ツ屋町 寄合町 藤漢町 連雀町 若田町 若松町 和田町 吉井町 安中市 藤岡町 富岡町 甘楽郡
第2区 (定数28人以内)	6,260人	新井越雄② 井田隆一郎④ 大塚伸夫⑤ 大山寛樹⑦ 小林 均② 小山慎一② 佐藤誠一③ 澁谷朋子③ 清水紀幸① 末村欽也⑤ 曾根雅之⑧ 高木賢治① 高橋永一③ 武石保夫① 土田文月① 堤 文男③ 富田博己② 友光勇一① 廣田智朗⑩ 深澤 将⑬ 真下勝夫③ 松田 純④ 松本 弘⑤ 宮野守一② 山崎忠恵⑪ 六角敏三③	阿久津町 東町 岩押町 岩鼻町 江木町 上大類町 上佐野町 上滝町 上中居町 北双葉町 木部町 倉賀野町 栗崎町 栄町 佐野窪町 新後閑町 柴崎町 芝塚町 島野町 下大類町 下斎田町 下佐野町 下滝町 下中居町 下之城町 宿大類町 宿横手町 城山町 台新田町 高岡町 中居町 中大類町 中島町 西横手町 根小屋町 東中居町 双葉町 南大類町 宮原町 元島名町 矢島町 矢中町 山名町 八幡原町 和田多中町 綿貫町 新町 伊勢崎町 佐波郡 埼玉県本庄市 埼玉県児玉郡上里町
第3区 (定数31人以内)	7,128人	有田喜一⑨ 池田俊行③ 大植保則② 大橋進一③ 笠原啓輔⑦ 梶川真嗣⑦ 木村清高③ 工藤 誠① 桑原大介③ 小池一正③ 木暮一広③ 小島秀薫③ 小林正明⑤ 齋藤達雄③ 齋藤 弘⑧ 坂原世紀雄④ 白石安弘④ 洲崎勝彦⑦ 鈴木宏子⑦ 関崎晴五④ 高橋一郎① 茶野栄一③ 名倉隆夫⑤ 林 克典④ 細野哲司⑥ 丸橋利朗⑧ 茂木俊宏⑤ 本島久仁倫③ 吉瀧貴之③ 吉本賢二③	飯玉町 飯塚町 稻荷町 井野町 大沢町 大橋町 大八木町 貝沢町 京目町 昭和町 新保町 新保田中町 末広町 天神町 問屋町 問屋町西 中尾町 並櫻町 西島町 日光町 萩原町 浜沢町 東貝沢町 日高町 緑町 前橋市 渋川市
第4区 (定数31人以内)	7,024人	石井嘉一① 岩佐登志夫⑨ 上野悠紀恵⑦ 織茂好明⑨ 金井 功⑧ 佐藤真一③ 清水武義⑫ 清水 威⑤ 高橋鎮男① 武井憲一⑧ 立見壽士⑧ 堤 謙治⑥ 東野道徳⑦ 戸塚宜敏⑤ 富澤太郎③ 内藤賢治④ 永井信行① 中里幸夫③ 中島知紀③ 中村広昭③ 西澤 茂⑫ 馬場万亀彦⑤ 林 進 ⑧ 藤崎恵介① 牧野茂実⑧ 南 篤 ⑤ 宮田定吉② 山岸良一⑤ 横田 衛③ 吉田信昭①	沖町 上小島町 上小嶋町 上並櫻町 菊地町 北新波町 行力町 小八木町 下小島町 下小嶋町 正観寺町 筑縄町 浜川町 南新波町 桑岡町 我峰町 足門町 井出町 後足間町 金古町 北原町 菅谷町 塚田町 稻荷台町 中泉町 中里町 西園分町 東園分町 引間町 冷水町 福島町 保渡田町 三ツ寺町 棟高町 上大島町 上里見町 上室田町 神戸町 下里見町 下室田町 十文字町 白岩町 高浜町 中里見町 中室田町 榛名湖町 榛名山町 本郷町 三ツ子沢町 宮沢町 倉洲町 箕郷町 北群馬郡

※丸数字は総代の就任回数です。

総代の属性別構成比



※業種別構成は、法人代表者、個人事業主の比率です。

総代会

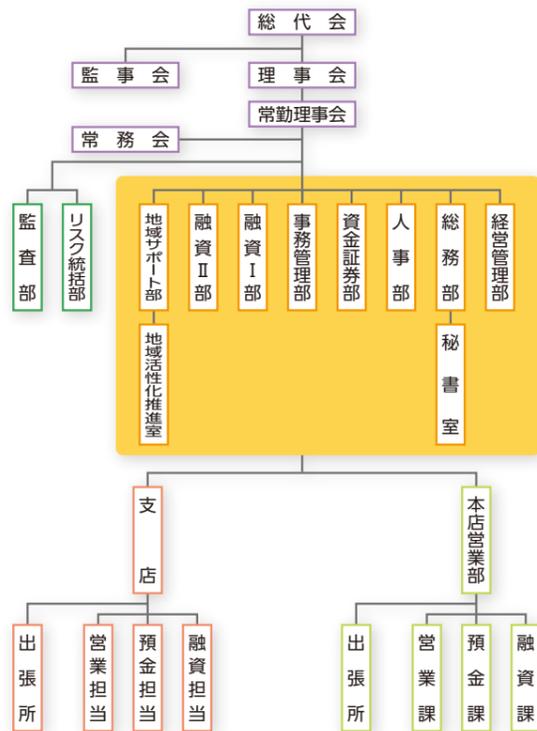
第79期 通常総代会の決議事項

- 令和5年6月27日開催の第79期通常総代会において、下記のとおり報告並びに決議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました
- 報告事項 第79期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件
- 決議事項 第1号議案 第79期剰余金処分案承認の件
第2号議案 定款第15条に基づく所在不明会員除名の件

当金庫の組織

(令和5年7月1日現在)

高崎信用金庫組織図



役員一覧

(令和5年7月1日現在)

理事長 (代表理事)	片山 政明
専務理事 (代表理事)	馬場 克美 (監査部・人事部担当)
常務理事 (代表理事)	碓井 浩彦 (融資Ⅰ部長・融資Ⅱ部担当)
常勤理事	山田 博文 (経営管理部長)
常勤理事	吉原 義雄 (資金証券部長・総務部担当)
常勤理事	土川 洋史 (地域サポート部長)
常勤理事	下境 規久 (リスク統括部長・事務管理部担当)
理事会長	新井 久男
理事	松本 修平
理事	申田 紀之
常勤監事	深野 誠寿
監事 (員外)	林 章
監事	平田 稔

※1 理事 松本修平、申田紀之は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2 監事 林章は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

内部管理方針

たかしんでは以下のとおり、信用金庫法施行規則第23条の各項に対応する内容として、内部管理方針の各項目を策定しています。

内部管理方針

1. 目的
当金庫の業務の健全性・適切性を確保するため、内部の統制方針を明確化することを目的に制定する。
2. 内部管理項目
 - (1) 法令等遵守体制
 ① 当金庫が掲げる企業倫理方針である「高崎信用金庫行動綱領」を具現化するため、「法令等遵守方針」を制定し、具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、具体的実践計画をコンプライアンス・プログラムに定める。
 ② コンプライアンス活動を総合的に把握、管理しコンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置する。また、コンプライアンスの統括管理を行う部署としてリスク統括部を設置するほか、本部各部および営業店全店にコンプライアンス・オフィサーを置く。
 ③ 不正行為等の早期発見と是正を行うために、公益通報制度であるコンプライアンス・ホットライン制度を設け、内部通報窓口をコンプライアンス委員長およびリスク統括部長、外部通報窓口を委託弁護士とする。リスク統括部は法令等遵守体制を一元管理し、事業活動における法令・企業倫理・庫内規則等の遵守を確保する。
 - (2) 議事録の保存・管理・閲覧
 ① 理事の職務の執行状況に関する情報については、各会議規程に基づき議事録および稟議書等を作成する。これらの文書については、理事および監事が常時閲覧できるよう保存・管理する。
 ② 当金庫の役職員は、「文書管理規程」等の規定に基づき、必要な情報を適切に保存・管理する。
 - (3) リスク管理規程と体制の整備
 ① 適正な統合的リスク管理を実現するため、「総合リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスクカテゴリごとに管理規程等を策定する。
 ② 当金庫全体のリスクを統合的に管理する部門（統合的リスク管理部門）およびリスクカテゴリごとの主管部門を定め、リスク管理の実効性を確保する。
 ③ 統合的リスク管理部門は、当金庫におけるリスクの状況を総合リスク管理委員会に報告する。
 - (4) 効率的な職務執行を行う体制
 ① 理事会は、理事の職務が効率的に行われることを確保するために、理事会規程等の経営に関する基本規程等を定め、意思決定を円滑に進める体制を確保する。
 ② 理事会は、業務運営規程等を定め、効率的な職務遂行を実践する。
 ③ 理事会は、当金庫の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、より具体的な対応は常勤理事会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
 - (5) 監事の職務を補助すべき職員配置とその職員の理事からの独立性およびその職員に対する指示の実効性の確保
 ① 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、業務を十分検証できる能力を有するものを配置し、当該職員の人事異動および考課等の人事権に係る事項や当該職員の懲戒処分等の決定については、予め監事に同意を求めるとする。
 ② 監事の職務を補助すべき職員に対する業務遂行上の指示命令権は、監事に移譲されるものとし、理事の指揮命令を受けないものとする旨を業務運営規程に定める。
 - (6) 監事への報告体制
 ① 理事および職員は、当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、当金庫に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監事に報告を行う。
 ② 監事は、理事および職員に対して、監査に必要な事項の報告を求められることができるものとする。
 ③ 監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い（人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む）を行うことを禁止し、これを公益通報者保護規程に定めようとして当該規程の内容を当金庫の役職員に周知する。
 ④ 監事への報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
 ⑤ 公益通報者保護規程において、監事への報告については、その報告を行った者の個人情報およびその報告内容を開示してはならない旨を規定する。
 ⑥ 監事への報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、公益通報者保護規程や就業規則等に則り厳格な処分を行う。
 - (7) 監査費用の前払いや償還
 ① 監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 ② 不祥事発生時等において、監事が外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
 - (8) 監事監査が実効的に行われる体制
 監事は、重要な意思決定の過程および業務執行状況を把握するため、理事会、常勤理事会およびその他の重要な委員会等に出席することができるほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、理事または職員に対しその説明を求めることができる。

コーポレート・ガバナンス

総代会

総代会は、決算に関する事項、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。
 総代会は、会員の総意を反映させるための制度です。通常総代会は、年1回、毎年6月に開催しています。

監事会

監事会は、員外監事（信用金庫法第32条第5項）を含む監事全員で構成され、法令、定款、監事会規程に基づいて運営しています。
 各監事は、監事会で策定された監事監査方針および監事監査計画に基づいて、理事会をはじめ重要な会議に出席し、業務および財産の状況調査などを通じて、理事の職務執行を監査しています。
 監事会は、原則として毎月1回開催しています。

理事会

理事会は、理事全員で構成され、当金庫の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督します。
 理事会は、法令または定款の規程のほか、理事会規程に基づいて運営しています。
 理事会は、原則として毎月1回開催しています。

常勤理事会

常勤理事会は、常勤理事で構成され、理事会の決議した方針に基づいて、経営上の方針や経営に関する重要事項を協議するとともに、当金庫の業務全般の監理・統轄を行っています。
 常勤理事会は、原則として毎月1回以上開催しています。

総合リスク管理委員会

総合リスク管理委員会は、常勤理事会を構成するメンバーおよびリスク統括部長で構成され、リスク管理に関する重要な事項および経営に係わる事項について協議しています。
 総合リスク管理委員会は、毎月1回定例開催しているほか、必要に応じて随時開催しており、ALMに関する事項も協議しています。

コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、委員長をリスク統括部担当理事とし、経営管理部長、監査部長、総務部長、人事部長、事務管理部長、リスク統括部長で構成され、コンプライアンスおよび顧客保護等に係る重要な施策運営について協議しています。
 コンプライアンス委員会は、四半期に1回定例開催しているほか、必要に応じて随時開催しています。

リスク管理強化への取組み—主なリスク管理

統合的リスク管理態勢

多様化・複雑化する金融業務を適正に運営するため、さまざまなリスクを正確に把握・分析し、適切に管理することに努めています。

当金庫では、「統合的リスク管理方針」に基づき、リスクを統合的に管理しており、「総合リスク管理委員会」を設置し、管理・運営を行っています。

外部監査・監事監査

当金庫は信用金庫法に基づき、会計監査人（あずさ監査法人）の監査を受けています。

また、監事による監査機能を強化するとともに、信用金庫法に基づき常勤監事、員外監事を定めています。

各リスク管理の概要

◎信用リスク管理

信用リスクとは、ご融資先や信用供与先（発行体等）の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクのことです。

当金庫では「信用リスク管理方針」を踏まえ、与信取引および市場取引に係る信用リスクを適切に把握し、適切な管理を行うことにより資産の健全性を維持・確保することを目的とし、適切なポートフォリオ管理等に反映させることを基本方針としています。

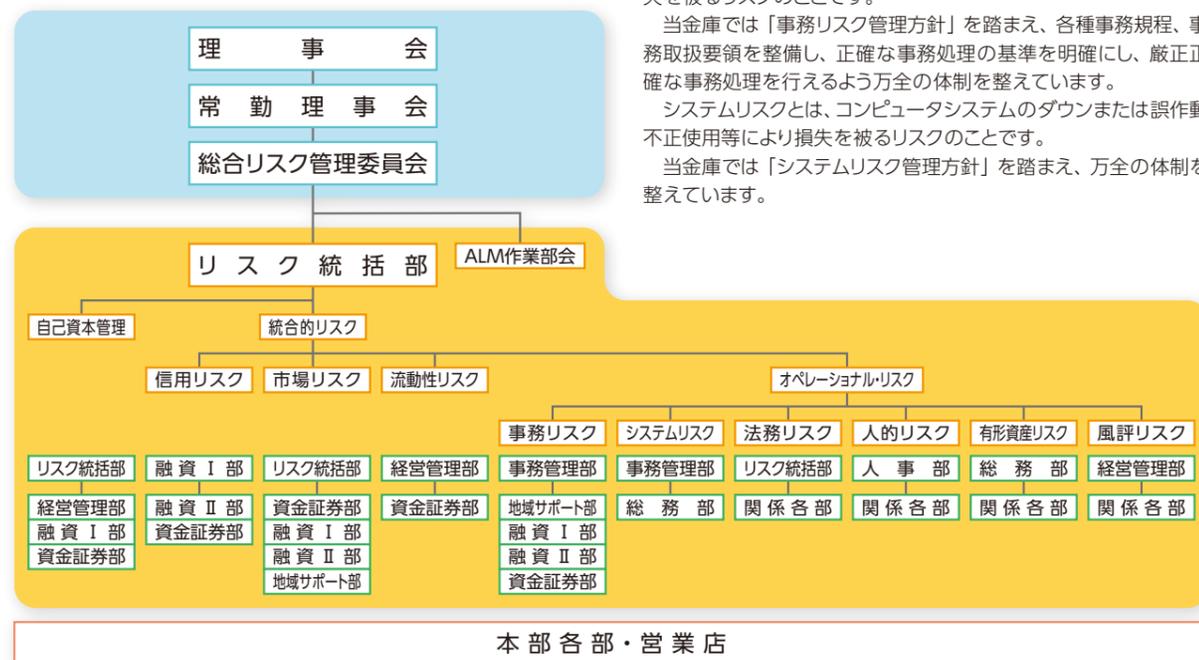
また、「資産自己査定基準」および「償却・引当基準に関する規程」に基づき、厳正に「資産の自己査定」を行い、資産の健全性確保を図っています。

◎市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株価等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

当金庫では「市場リスク管理方針」を踏まえ、市場取引に係るリスクを適切に把握し、これを当金庫として取り得る許容範囲に収めるとともに、リスクの管理と配分による適正な収益の確保を目的としています。

●リスク管理に関する体系図



また、当金庫の行う市場取引の規模・特性に即したリスク管理を行うことを基本方針とし、資金の調達と運用の管理を行っています。

◎流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の混乱等により取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）、および運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流失により、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより被害を被るリスク（資金繰りリスク）のことです。

当金庫では「流動性リスク管理方針」を踏まえ、市場流動性の状況を適切に把握し、安定的な資金繰り体制を目指すことを基本方針とし、資金繰りの管理を行っています。また、資金運用において常時適正な流動資産を確保し、不測の事態に備えています。

◎オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備や災害等の外生的事象により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、お客さまに安心してお取引いただくために、「事務リスク」と「システムリスク」については、特に重要度の高いリスクとして管理しています。

事務リスクとは、事務処理におけるミスや事故、不正等により損失を被るリスクのことです。

当金庫では「事務リスク管理方針」を踏まえ、各種事務規程、事務取扱要領を整備し、正確な事務処理の基準を明確にし、厳正正確な事務処理を行えるよう万全の体制を整えています。

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動、不正使用等により損失を被るリスクのことです。

当金庫では「システムリスク管理方針」を踏まえ、万全の体制を整えています。

コンプライアンス（法令等遵守）への取組み

たかしんでは、内部管理方針に基づき、法令等遵守（コンプライアンス）に係る基本方針である「法令等遵守方針」を定めています。

地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を自覚し、企業倫理の高揚と遵法精神のもと、業務の適切かつ健全な運営に努めており、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとしています。

法令等遵守方針

1. 当金庫は、法令等遵守を経営の重点課題とし、信用金庫の社会的責任と公共的使命を基本とした企業倫理を構築し、その徹底を図る。
2. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に決して反することのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

たかしんでは、コンプライアンス推進活動など、コンプライアンスに関する実践計画を「コンプライアンス・プログラム」として策定し、プログラムに沿って研修や態勢整備を進めています。

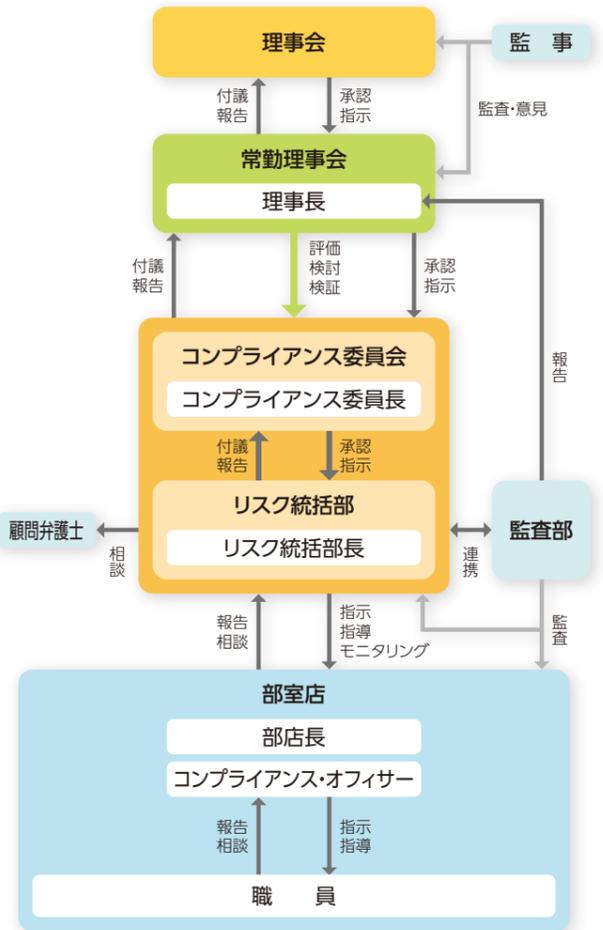
令和4年度 コンプライアンス・プログラム

当金庫に対する信頼を維持し、業務の適切性および健全性確保のため、役職員は法令等遵守の徹底が基本的かつ重要な事項であることを認識し、業務全般における法令等遵守の徹底に向けて態勢の強化を図る。

また、「顧客本位の業務運営」に基づき、誠実な業務活動に努め、苦情防止に向けた継続的な取組みの強化を図る。

1. 不祥事件未然防止に関する態勢の強化
2. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の強化
3. 苦情防止に向けた取組強化
4. 反社会的勢力に対応する態勢の強化

▶コンプライアンス体制図



マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への取組み

たかしんでは、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「マネロン・テロ資金供与対策」という）を経営上の最重要課題の一つとして位置付け、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー」を定め、取引時確認の徹底や取引モニタリング・フィルタリング、継続的顧客管理、疑わしい取引の届出等を行うなど、リスクベースアプローチに基づき金融犯罪の防止に全力で取り組んでいます。

リスク統括部担当理事をマネロン・テロ資金供与対策の統括責任者に選任し、マネロン・テロ資金供与対策の主管部署をリスク統括部とした上で、情報の集約とマネロン・テロ資金供与対策の管理態勢を構築しています。

反社会的勢力に対する態勢

たかしんでは、反社会的勢力との関係を断固として遮断し排除していくことが、公共的使命を持つ金融機関にとって、社会の信頼と、業務の適切性、健全性の維持のために不可欠であることを十分認識し、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、遵守しています。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を断固として遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 取引を含めた関係遮断
2. 組織としての対応
3. 外部専門機関との連携
4. 有事における民事と刑事の法的対応
5. 不適切な取引等の禁止

顧客保護等への取組み

たかしんでは、経営方針に則り、顧客保護の観点から「顧客保護等管理方針」を定め、「顧客本位の業務運営」に基づき、誠実な業務活動を行っています。

顧客保護等管理方針

- 顧客との取引に際しては、法令等に従って金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 顧客からの相談または苦情等については、誠意を持って対応し、適切かつ十分に取扱う。
- 顧客に関する情報については、法令等に従って適切に取得し、安全に管理する。
- 顧客との業務に関連して、業務を外部委託することについては、顧客の情報その他顧客の利益を守るため、適切に外部委託先を管理する。
- 顧客との取引に際しては、顧客の利益を保護するため、利益相反のおそれのある取引を適切に管理する。

お客さまへの説明態勢

お取引や商品に関するお客さまへの説明と情報提供を適切かつ十分に行うため、各業務ごとの「顧客説明管理マニュアル」に基づく活動を徹底しています。預金・貸出金のほか、投資信託や個人年金保険などのリスク性商品については、金融サービスの提供に関する法律に基づいた「金融商品に係る勧誘方針」に則り、適切な対応を徹底しています。

お客さま情報の管理態勢

お客さまに関する情報は最重要の資産であると考え、「情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）」を定め、厳格に管理しています。また、個人情報保護法に基づき、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を制定しています。なお、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」の詳しい内容につきましては、当金庫のホームページまたは店頭に掲示ポスターでご覧いただけます。

外部委託管理態勢

当金庫の業務を外部業者に委託する場合にも、お客さまの情報やお客さまへの対応が適切に行われるよう、外部委託先の選定および監督等について定めた「外部委託事務取扱要領」に則り、外部委託先の管理、検証を行っています。

利益相反管理態勢

当金庫では、お客さまとの取引において、利益相反のおそれのある取引を適切に管理することにより、お客さまの利益を保護することを目的として「利益相反管理要領」を制定しています。

振り込め詐欺などの金融犯罪に対する取組み

- 当金庫では、お客さまに安心してお取引いただけるよう、振り込め詐欺などの金融犯罪からお客さまの大切な財産をお守りするため、窓口やATMコーナーでの積極的な声掛けや地元警察署との連携強化など、さまざまな取組みを実施しています。
- ・お客さまへの積極的なお声掛け
 - ・特殊詐欺被害未然防止を呼び掛けるチラシの配布
 - ・特殊詐欺被害未然防止に向けた、デジタルサイネージによる注意喚起DVDの放映

お客さまへのサポート態勢

当金庫では、顧客保護の観点から金融商品・サービスへのお客さまの信頼性を確保するため、お客さまからの相談、苦情、紛争等については、金融ADR制度も踏まえ、適切な対応を徹底しています。

■お客さまからのご相談、ご要望、苦情などへの対応

- ・お客さまからのご相談、ご要望、苦情などに迅速かつ適切に対応するため、「お客さま相談窓口」を設置しています。

高崎信用金庫「お客さま相談窓口」

電話 027-360-3456
フリーダイヤル 0120-666-456 (県外からはご利用いただけません)
FAX 027-364-6639
Eメール compliance@takashin-net.co.jp

※電話およびフリーダイヤルの受付時間 当金庫営業日の9:00～17:20

■金融ADR制度（裁判外紛争解決制度）への対応

【苦情処理措置】

- ・当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。
- ・苦情は、営業店または上記の「お客さま相談窓口」にお申し出ください。
- ※営業店の電話受付時間 当金庫営業日の 9:00～17:20 (電話番号は54ページ参照)

【紛争解決措置】

- ・当金庫は、紛争解決のために、上記「お客さま相談窓口」、「全国しんきん相談所」（受付時間：9:00～17:00、電話：03-3517-5825）、または「関東地区しんきん相談所」（受付時間：9:00～17:00、電話：03-5524-5671）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の各仲裁センター、または群馬弁護士会（電話：027-234-9321）の紛争解決センターにお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
- なお、上記以外の弁護士会を利用する方法もありますので、詳しくは当金庫「お客さま相談窓口」にお尋ねください。

たかしんでは、私たちがとるべき行動の基本原則を示した企業倫理方針「高崎信用金庫行動綱領」を定めています。

高崎信用金庫行動綱領

（信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任）

- 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める（質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献）
- 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、顧客本位の業務運営を通じて、顧客のニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保など顧客の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する（法令やルールの厳格な遵守）
- あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決して反することのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する（地域社会とのコミュニケーション）
- 経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る（人権の尊重）
- すべての人々の人権を尊重する（従業員の働き方、職場環境の充実）
- 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する（環境問題への取組み）
- 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む（社会参画と発展への貢献）
- 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する（反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応）
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マナー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める

業務継続計画（BCP）

BCP: Business Continuity Plan の略称

たかしんでは、東日本大震災のような自然災害などが発生した場合、早期に通常の業務を再開できるよう、平成24年11月に「業務継続に関する基本的な考え方」を策定し、緊急時における円滑な職員間の連絡を図るための訓練や、各店舗への参集訓練、災害時の停電などを想定した訓練を実施しています。

また、業務継続計画における初動対応を強化するため、全役職員の安否確認を補完する手段として「安否確認システム」を導入しているほか、本店営業部を含む9店舗に自家発電機を設置するなど、業務継続に向けた態勢の充実に努めています。

業務継続に関する基本的な考え方

当金庫は、自然災害、感染症の蔓延、システム障害、人為的災害等により、当金庫の業務継続が脅かされる緊急時において、業務の継続または速やかな業務の再開を図るため、次のような対応を行います。

緊急時の対応

- ▶ 当金庫は、地域の皆さまと役職員およびその家族の生命および身体の安全確保を第一として、二次災害の防止に努めつつ、業務継続を行います。
- ▶ 当金庫は、被災地域等における住民の皆さまの生活や経済活動の維持のため、緊急時においても最低限の金融サービスの提供に努めます。
- ▶ 当金庫は、被災による当金庫単独の決済不能を防止する対策を講じるとともに、社会全体への決済面での混乱拡大の抑制に努めます。
- ▶ 当金庫は、長期間の業務停止によるお客さまからの信頼の低下や収益機会の喪失による経営への影響を軽減するため、早期の回復に向けた対策を講じます。

業務継続に向けた態勢整備

- ▶ 当金庫は、業務の継続を経営の最重要事項と位置付け、組織体制を明確にすることにより業務継続計画の継続的な見直しを図ります。
- ▶ 当金庫は、さまざまな経営資源が制約される緊急時においても、金融機関の使命を果たすために、優先して対応すべき業務を定め、これらの業務に経営資源を集中させてまいります。

※ 営業のご案内

預金業務

資産形成や生活設計の目的に合わせ、さまざまな商品をご用意しています。お財布代わりにご利用いただける総合口座、計画的な資金づくりをお手伝いする定期預金、各種定期預金など、お客さまのニーズに合わせてご利用いただけます。

融資業務

事業に必要な運転資金や設備資金、あるいはライフプランを応援する資金を必要とときに、スピーディーにお客さまの立場になってご利用立てることを旨としています。日頃の営業活動によって培われた信頼関係を基盤に、ご融資額、ご融資方法についても、お客さまのニーズにお応えできるよう努めています。また、県や市の制度融資も積極的に取り扱っています。

国内為替業務

全国民間金融機関(信用金庫、銀行、信用組合、農協など)を結ぶ「全銀システム」ネット網によって送金、振込などを迅速かつ正確に取り扱っています。また、株式会社全銀電子債権ネットワーク(通称「でんさいネット」)の加盟金融機関として、でんさいサービスも取り扱っています。

証券業務

お客さまの資金運用手段の多様化にお応えするため、公共債および個人向け国債の取扱いのほか、投資信託の窓口販売も行っています。

保険窓口販売業務

住宅ローンをご利用されるお客さまの火災保険や債務返済支援保険をはじめ、個人年金保険、終身保険、養老保険、介護保険、医療保険、がん保険、学資保険、傷害保険等を取り扱っています。

外国為替取次業務

中小企業の海外取引が急速に増加し、「人、モノ、金」の国際間の移動は、地方都市においても活発です。両替商業のほか、信金中央金庫への取次により、お客さまのさまざまなニーズにお応えできるようになっています。

- 信用状開設、輸出為替買取等を含む貿易為替関連取引の取次
- 海外送金の取次
- インパフトローンの取次
- 外国通貨の両替

その他業務

- 日本銀行歳入代理店としての収納業務、国庫金の振込業務
- 地方公共団体の公金取扱業務としての収納業務(指定代理、収納代理業務)
- 信金中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構等の代理業務貸付のお取扱い
- 信託契約代理店業務(信金中央金庫の代理店)

預 金

種 類	特 色 (内 容)	お預け入れ期間	お預け入れ金額	付利単位
普 通 預 金	自由に出し入れができ、給与、年金のお受取り、公共料金の自動支払など、日常のお財布代わりにご利用いただけます。キャッシュカードは全国の提携金融機関でご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	100円 (付利残高1,000円)
無利息型普通預金	預金保険制度により全額保護の対象となる無利息の普通預金です。	出し入れ自由	1円以上	-
総 合 口 座	普通預金の通帳に定期預金をセットすると必要ときには定期預金の90%、最高200万円まで自動的に融資がご利用いただけます。	(定期預金) 1ヵ月以上	(定期預金) 1円以上	(定期預金) 1円
定 期 預 金	お利息が有利な預金です。いろいろな種類が用意されていますので用途に合わせてご利用いただけます。			
期日指定定期預金	1年複利でふえる有利な預金です。お預け入れ期間は最長3年ですが、1年経過後は1ヵ月前のご連絡で預金の全部または一部(1万円以上の金額で指定)がいつでもお引き出しにできます。お書替の手間のかからない自動継続扱いもあります。	最長3年 (据置期間1年)	1円以上 300万円未満	1円
ス ー パ ー 定 期	定型方式と期日指定方式があり、定型方式については自動継続扱いがあります。	1ヵ月以上	1円以上	1円
大 口 定 期	定型方式と期日指定方式があり、定型方式については自動継続扱いがあります。	1ヵ月以上	1,000万円以上	1円
変 動 金 利 定 期	金融市場の金利動向に応じて6ヵ月毎に利率が見直されます。定型方式と期日指定方式があり、定型方式については自動継続扱いがあります。	1年以上	1円以上	1円
新 型 複 利 定 期	半年複利でふえる有利な預金です。お預け入れ期間は最長5年ですが、お預け入れから6ヵ月たてば、全額または一部(1万円以上の金額で指定)がいつでもお引き出しにできます。お書替の手間のかからない自動継続扱いがあります。	最長5年 (据置期間6ヵ月)	1万円以上	1円
財 形 貯 蓄	お勤めの方が給与・ボーナスから天引きし、定期的に積み立てる預金です。			
財 形 住 宅 預 金	住宅取得のための資金を貯める預金で元金550万円(財形年金預金と合算)までお利息が非課税となります。	5年以上	1,000円以上	1円
財 形 年 金 預 金	将来の備えに年金資金を貯める預金で元金550万円(財形住宅預金と合算)までお利息が非課税となります。	5年以上	1,000円以上	1円
一 般 財 形 預 金	貯蓄目的は自由ですが、課税対象になります。	3年以上	1,000円以上	1円
定 期 積 金	ご契約のときに目標額と期間を設定し、毎月一定の掛金をお払いいただきます。教育資金、旅行資金、結婚資金などを計画的に準備する貯蓄です。	6ヵ月以上 5年以内	1,000円以上	
貯 蓄 預 金	普通預金感覚の預金で、5段階の金額階層別金利が適用されます。	出し入れ自由	1円以上	1円 (付利残高1,000円)
通 知 預 金	資金の短期運用に最適な預金です。随時解約できますが、お引き出しする日の2日前までにご通知ください。	7日以上	5,000円以上	1,000円
納 税 準 備 預 金	納税資金専用の預金で、お利息には、非課税の特典があります。ただし、納税以外のお引き出しの場合、課税扱いとなります。	お引き出しは 納税時	1円以上	100円 (付利残高1,000円)
当 座 預 金	小切手、手形をご利用いただける預金です。会社、商店のお取引には安全で効率的にお支払いができます。	出し入れ自由	1円以上	

融 資

種 類	資金のお使いみち	ご融資限度額	ご返済期間	担保・保証人
一 般 の ご 融 資				
割 引 手 形	一般商業手形・電子記録債権の割引をいたします。			
手 形 貸 付	仕入資金など短期運転資金をご融資いたします。			
証 書 貸 付	設備資金など長期の資金をご融資いたします。			
当 座 貸 越	約定極度額まで運転資金をご融資いたします。			
住まいるいちばんネクストV	居住用土地、建物購入および住宅の新築、増改築資金	10,000万円	35年	不動産・全国保証
住 宅 プ ラ ン	居住用土地、建物購入および住宅の新築、増改築資金	10,000万円	35年	不動産・しんきん保証
無 担 保 す ま い る ロ ー ン	住宅ローンの借換えおよび住宅の増改築資金	1,000万円	20年(借換え) 15年(増改築)	ジャックス
たかしん無担保住宅ローン	居住用土地、建物購入および住宅の新築、増改築資金	2,000万円	20年	しんきん保証
たかしん教育プラン	大学等の教育関連資金	1,000万円	16年(在学中据置可)	しんきん保証
カ ー ラ イ フ プ ラ ン	自動車購入資金、車検・免許取得費用・自動車ローン借換え資金	1,000万円	10年	しんきん保証
個 人 ロ ー ン	自由(ただし、事業資金は除く)	500万円	10年	しんきん保証
職 域 サ ポ ー ト ロ ー ン	自動車購入資金、教育資金、住宅関連資金、その他個人消費資金	500万円	10年	しんきん保証
たかしん職域フリーローン	自由(事業資金、おまとめ資金も可)	500万円	10年	しんきん保証
たかしん教育カードローン	大学等の教育関連資金	500万円	最長17年 (在学中据置可)	しんきん保証
たかしんスマイルカードローン	自由(ただし、事業資金は除く)	300万円	1年(自動更新)	しんきん保証
たかしんシニアライフローン	自由(ただし、事業資金は除く)	100万円	10年	しんきん保証
たかしんフリーローン	自由(事業資金、おまとめ資金も可)	500万円	10年	しんきん保証
たかしん大型フリーローン[Plus]	自由(ただし、事業資金は除く)	1,000万円	10年	オリックス・クレジット
たかしんポケットローン	自由	300万円	1年(自動更新)	SMBCコンシューマーファイナンス
たかしんハイパーローン	自由	200万円	7年	SMBCコンシューマーファイナンス
カ ー ド ロ ー ン	自由(ただし、事業資金は除く)	300万円	1年(自動更新)	三菱UFJニコス
奨 学 口 ー ン	大学・短大等の入学金、授業料資金	500万円	11年(在学中据置可)	三菱UFJニコス
目 的 口 ー ン	資金使途証明をご用意いただけるもの	500万円	7年(エコリフォームは10年)	三菱UFJニコス
たかしんファミリーローン[モア]	自由(ただし、事業資金は除く)	500万円	10年	オリエンコーポレーション
たかしん自動車ローン[モア]	自動車購入資金、車検・修理費用等車輻関係資金	1,000万円	10年	オリエンコーポレーション
シルバライフルローン	自由(ただし、事業資金、旧借返済金は除く)	100万円	5年	オリエンコーポレーション
たかしん債務統合型ローン	消費者金融、クレジット等の借入の一化と30万円までの新規融資	300万円	5年	ライフカード
カードローン たかしんエコきゃっする	自由(ただし、事業資金は除く)	500万円	5年(自動更新)	信金ギャランティ

● 商品利用にあたっての留意事項

- ※ 金融機関の商品には、変動金利商品のようにお客さまの予想に反して金利が上下する商品や保証会社の保証付融資のように融資利息のほかに保証料が必要な商品がございます。ご利用の際は商品内容をよくご確認のうえ、ご不明な点がございましたら当金庫の窓口や職員へ何なりとお申し出ください。また、店頭にて説明書をご用意しています。
- ※ 新規に口座開設する場合や貸付金庫ご利用の場合等、また、200万円を超える現金取引を行う場合など「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(「犯罪収益移転防止法」)により、お客さまの取引時確認が義務づけられていますので、運転免許証・各種健康保険証・登記事項証明書など所定の公的証明書のご提示が必要となります。
- ※ 融資の種類によりましては、本人であることを証明するもの(運転免許証、保険証などの写し)、所得を証明するもの(源泉徴収票、公的収入証明など)、利用目的を証明するもの(見積書など)をご提出していただくことがあります。また、審査の結果お客さまのご希望に添えない場合がございます。
- ※ ローン等につきましては、ご利用残高などに注意され、ご返済に無理のないよう計画的なご利用をお勧めいたします。

(令和5年4月1日現在)

証券業務

種類	特色(内容)
公 共 債	長期利付国債(10年)、中期利付国債(2年、5年)、個人向け国債(3年、5年、10年)、ぐんま県民債(5年)など安全性の高い債券です。
投 資 信 託	投資家(お客さま)から集めた資金をひとつの大きな資金としてまとめ、運用の専門家が株式や債券などに投資・運用する商品で、その運用成果(マイナスのこともあります)が投資家それぞれの投資額に応じて分配される仕組みの金融商品です。NISA、つみたてNISAおよびジュニアNISAもご利用できます。

保険窓口販売業務

種類	特色(内容)
損 害 保 険	住宅ローン関連の長期火災保険、債務返済支援保険、傷害保険、海外旅行保険、企業総合賠償責任保険等を取り扱っています。
生 命 保 険	個人年金保険、終身保険、養老保険、介護保険、医療保険、がん保険、学資保険等を取り扱っています。

その他業務

種類	特色(内容)
確 定 拠 出 年 金 業 務	毎月の拠出金を定期預金や投資信託など24種類のプランの内から自由に選択し、運用できます。60歳以上になると受給可能となるため、公的年金の支給開始年齢引き上げへの対応策としても有効です。
M & A 業 務	企業の合併・買収から、株式譲渡や営業譲渡・資本提携まで幅広くお手伝いいたします。
人 材 サ ー ビ ス 業 務	人材サービス会社3社(ヒューレックス株式会社、株式会社パソナ、パーソルホールディングス株式会社)と業務提携し、幅広い人材ネットワークを活用した「人材採用」や「人材派遣」のお手伝いを行っています。
相 続 関 連 業 務	株式会社朝日信託との業務提携に基づき相続関連業務(遺言信託、遺産整理業務、財産承継プランニング)の契約の媒介を行っています。
信 託 契 約 代 理 店 業 務	信金中央金庫の信託契約代理店として、しんきん相続信託「こころのバトン」としんきん暦年信託「こころのリボン」の取扱いを出張所を除く全営業店で行っています。

各種サービス

サービス名	特色(内容)
キャッシュカードサービス	当金庫の本支店および全国の提携金融機関でキャッシュカードを利用して現金をお引き出しできます。全国の郵便局のATMでもたかしんのキャッシュカードがご利用できます。特別な手続きをいただくことなく、お手持ちのキャッシュカードがデビットカードとして、ご利用できます。
自 動 支 払	公共料金、授業料、各種クレジット料金などがご指定の預金口座から自動的に支払われます。
自 動 受 取	厚生年金、国民年金、共済年金などがお受取り日に自動的にご指定の預金口座に振込まれます。
給 与 振 込	給料、ボーナスがご指定の預金口座に振込まれます。
送 金 ・ 振 込	当金庫の本支店をはじめオンラインによって結ばれた全国の金融機関のご指定口座へ迅速にお振込みができます。
為 替 自 動 振 込	家賃、仕送りなど毎月決められた日に、同一の金額を、同一のお受取人宛に、ご指定の預金口座から自動的にお振込みいたします。
テ レ ホ ン バ ン キ ン グ	電話で「残高照会」「振込」「定期預金の預け入れ」などができます。フリーダイヤル 0120-17-1203 携帯専用 03-5783-3801(通話料有料)
バ ン キ ン グ ア プ リ	お手持ちのスマートフォンが「スマホ通帳」となり、ご自分の預金口座の残高照会や入出金明細照会ができるサービスです。
イ ン タ ー ネ ッ ト バ ン キ ン グ (個 人)	お手持ちの携帯電話やパソコンから、ご自分の預金口座の残高や入出金明細の照会、さらに振込・振替ができるサービスです。
イ ン タ ー ネ ッ ト バ ン キ ン グ (法 人)	オフィスに居ながら取引照会や振込ができ、たいへん便利です。
ケ イ エ ー ル	デジタルサービスを利用して、インボイス制度・電子帳簿保存法への対応や、複数の口座の一括管理が行えます。
で ん さ い サ ー ビ ス	「電子記録債権法」により創設されたITを活用した手形に代わる決済手段です。取立手続きが不要で、紛失・盗難のリスクがなく、印紙税も課税されません。
S D G s 取 組 サ ー ビ ス	企業のSDGs取組みの評価・フィードバックを行うとともに、SDGs宣言の策定および個別課題の解決を支援します。
貸 金 庫	預金証書、権利書、有価証券などの重要書類、貴金属などの貴重品を安全、確実にお預けいただけます。設置店舗:本店営業部・南支店・北支店・前橋支店・下豊岡支店・佐野支店・石原支店・吉井支店・玉村支店
夜 間 金 庫	当金庫の営業時間終了後、売上金などをその日のうちに預け入れし、翌営業日にご指定の預金口座に入金いたします。
ス ポ ー ツ 振 興 投 票 券	totoチケットの当せん金の払い戻しを、本店営業部・南支店・室田支店で取り扱っています。
ク レ ジ ッ ト カ ー ド	VISA、JCBなど各種カードを取り扱っています。ショッピングやキャッシングなどにご利用できます。
リ ー ス の ご 案 内	機械設備などのリースをご希望のお客さまに、しんきんリース株式会社をご案内します。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をし

ていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。

3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

主な各種手数料

内国為替手数料

				(1件につき)		
振 込	窓 口	他行宛		3万円以上	3万円未満	
		電信扱		880円	660円	
		文書扱		880円	660円	
		当金庫本支店宛		550円	330円	
		当金庫同一店内宛		550円	330円	
振 込	ATM	個人の方		他行宛	当金庫本支店宛	当金庫同一店内宛
		3万円以上		550円	無 料	無 料
		3万円未満		330円	無 料	無 料
		個人以外の方		3万円以上	550円	220円
		3万円未満		330円	110円	110円
		現 金		3万円以上	660円	330円
				3万円未満	440円	110円

※キャッシュカード利用による1日あたりのお振込限度額は200万円とさせていただきます。なお10万円を超える現金振込は本人確認が必要なため、ATMでのご利用はできません。
※障がい理由でATMの利用が困難な方の窓口での振込手数料は、ATMを利用した場合の振込手数料と同額となります。

代金取立手数料

		(1件につき)	
区 分		金 額	
代金取立	電子交換(注1)	550円	
	個別取立(注2)	1,100円	

(注1)当金庫同一店内(窓口で即時入金となる)の小切手は無料です。
(注2)個別取立は電子交換所に加盟していない金融機関等への取立てを指します。

その他為替手数料

		(1件につき)	
区 分		金 額	
不渡手形返却料		880円	
取立手形組戻料		880円	
取立手形店頭呈示料		880円	
送金、振込の組戻料		880円	

当座勘定関係手数料

		金 額	
約束手形1冊(50枚綴)	5,500円		
為替手形1冊(25枚綴)	2,750円		
小切手帳1冊(50枚綴)	5,500円		
署名判登録手数料(1回)	5,500円		

円貨両替手数料

		(1回につき)	
両替枚数(持込/受取枚数)		金 額	
1枚~100枚		無 料	
101枚~500枚		330円	
501枚~1,000枚		660円	
1,001枚以上		660円+500枚毎に330円加算	

硬貨入金手数料

		金 額	
入金枚数			
1~500枚		無 料	
501~1,000枚		330円	
1,001~2,000枚		660円	
2,001枚以上		660円+1,000枚毎に330円加算	

ATM利用手数料

		(1件につき)			
		曜 日	平 日	土 曜 日	日 曜 日・祝 日
出 金	時間帯※	8:00~22:00	8:00~14:00	14:00~20:00	8:00~20:00
	当金庫カード	無 料	無 料	無 料	110円
	他信金カード	無料(注1)	無料(注1)	110円	110円
	他金融機関カード	110円(注2)	110円(注2)	220円	220円
入 金	当金庫カード	無 料	無 料	無 料	無 料
	他信金カード	無料(注1)	無料(注1)	110円	110円
	他金融機関カード(注3)	110円(注4)	110円(注4)	220円	220円

※表示している時間帯は当金庫のATMの最長取扱時間で、実際にご利用いただける時間はATMの設置場所およびご利用カードにより異なります。なお、当金庫の各ATMの営業時間については54ページをご覧ください。

(注1)当金庫以外の信金カードでのお取引
(平日8:45~18:00 土曜日9:00~14:00 無料 左記以外 110円)
(注2)他金融機関カードでのお取引
(群馬銀行カードは平日8:45~18:00 無料 左記以外 110円)
(平日8:45~18:00 土曜日9:00~14:00 110円 左記以外 220円)
(注3)カード入金可能な金融機関は、第二地方銀行・信用組合・労働金庫のうち、提携参加の金融機関とゆうちょ銀行に限られます。
(注4)他金融機関カードでのお入金
(平日8:45~18:00 土曜日9:00~14:00 110円 左記以外 220円)

貸金庫使用料

本店全自動貸金庫使用料(年間)

種 類	会員または年金友の会員の方	一般の方
小 型	15,400円(月額1,283円)	17,600円(月額1,466円)
中 型	24,200円(月額2,016円)	26,400円(月額2,200円)
大 型	33,000円(月額2,750円)	35,200円(月額2,933円)

本店以外の貸金庫使用料(年間) 設置店舗(支店):南・北・前橋・下豊岡・佐野・石原・吉井・玉村

種 類	会員の方	一般の方
A	~10,000cm ³ 未満	7,700円(月額 641円)
B	10,000cm ³ ~15,000cm ³ 未満	9,900円(月額 825円)
C	15,000cm ³ ~20,000cm ³ 未満	12,100円(月額1,008円)
D	20,000cm ³ ~25,000cm ³ 未満	14,300円(月額1,191円)
E	25,000cm ³ ~30,000cm ³ 未満	16,500円(月額1,375円)

夜間金庫使用料

種 類	会員の方	一般の方
基本料(年間)	59,400円	66,000円
専用入金票(1冊)	5,500円	5,500円

でんさいサービス取扱手数料

		(1件につき)	
取 引 種 類		イ ン タ ー ネ ッ ト	窓 口
発 生 記 録	本 支 店 宛	330円	660円
	他 行 宛	550円	
譲 渡 記 録	本 支 店 宛	165円	660円
	他 行 宛	275円	
分割(譲渡記録)	本 支 店 宛	330円	660円
	他 行 宛	550円	
電子記録債権受取手数料		220円	220円

「たかしんケイエール」月額基本手数料

		(1件につき)	
種 類		金 額	
資金繰り把握機能なし		1,650円	
資金繰り把握機能あり	情報開示あり	2,200円	
	情報開示なし	3,300円	
利用者IDの追加		220円/ID	

※1事業者あたり、5つのIDを上限に追加可能。(当初登録ID含め6IDまで)

インターネットバンキング基本料金

		(1件につき)	
基本料金(月額)		法 人	個 人
		2,200円	無 料

インターネットバンキング(法人)振込手数料

		(1件につき)		
区 分		他行宛	当金庫本支店宛	当金庫同一店内宛
3万円以上		550円	330円	無 料
3万円未満		380円	110円	

インターネットバンキング(個人)振込手数料

		(1件につき)		
区 分		他行宛	当金庫本支店宛	当金庫同一店内宛
3万円以上		330円	無 料	無 料
3万円未満		160円		

テレホンバンキング等振込手数料

		(1件につき)		
区 分		他行宛	当金庫本支店宛	当金庫同一店内宛
為替自動振込	3万円以上	660円	330円	330円
	3万円未満	440円	110円	110円

その他の手数料

		金 額	
残高証明書(当金庫所定の用紙)	1通	550円	
融 資 証 明 書	1通	5千万円未満	11,000円
		5千万円以上	22,000円
再発行手数料(預金証書、通帳、キャッシュカード)	1件	1,100円	

※当金庫の手数料は、すべて消費税を含んでいます。なお、上記以外の手数料については、窓口等にお問い合わせください。当金庫ホームページでもご確認ください。



※ 信用金庫とは

信用金庫は、中小企業や地域住民の皆さまのための協同組織による地域金融機関です。協同組織は、相互扶助・非営利を基本理念としており、会員や利用者の方々ならびに地域のニーズにお応えすることを経営の基本にしています。

協同組織金融機関の特色

- 協同組織金融機関とは、会員の相互扶助を基本理念とする非営利法人です。
- そもそもは、中小企業の皆さまや、個人の皆さまなど、一般の金融機関から融資を受けにくい立場の方々で構成員となり、相互扶助の理念に基づき、必要とする資金の融資を受けられるようにすることを目的に設立されました。
- 協同組織金融機関には、信用金庫・信用組合（地域・業域・職域）・労働金庫・農林系統金融機関の4つの業態があります。

銀行との違い

- 金融サービスは同じでも、経営理念の違いで組織のあり方がそれぞれ異なります。
- 銀行は、株式会社であり、株主の利益が優先され、主な取引先は大企業です。
- 信用金庫は、地域の方々を利用者・会員となって互いに地域の繁栄を図る相互扶助を目的とした協同組織の金融機関です。
- つまり、利益第一主義ではなく、会員すなわち地域社会の利益が優先されます。
- さらに、営業地域は一定の地域に限定されており、地域でお預かりした資金はその地域の発展のために活かされている点も銀行と大きく異なります。
- 信用金庫の取引先は、地元の中小企業の皆さまと地域住民の皆さまに限定されており、大企業とは取引ができません。
- だからこそ、銀行にはない、信用金庫としての存在価値があるのです。

信用金庫の制度

- 信用金庫は、会員制度による協同組織の地域金融機関です。
- 信用金庫は、一定地域内の中小企業の皆さまや地域住民の皆さまを会員としています。
- 融資対象は会員の方を原則としていますが、会員以外の方への融資も一定の条件で認められています。
- 一方、預金は会員以外の方でもご利用いただけます。

信用金庫業界のネットワーク

- 日本全国に広がる254の信用金庫は、約7,100店舗のネットワークを形成しているほか、888万人を超える会員と160兆円の預金量を擁しており、わが国の金融業界の中で重要な地位を占めています。（計数は、令和5年3月末時点）

信金中央金庫

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さまに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。



※ 計数資料編

財務諸表

貸借対照表	30
損益計算書	31
剰余金処分計算書	31

主要な業務の状況を示す指標

預金業務関係	36
融資業務関係	37
受取利息および支払利息	38
管理債権関係	39
有価証券に関する指標	40
金銭の信託関係	41
為替業務関係	41
経営指標	41
報酬体系	43

自己資本の充実の状況(バーゼルⅢ 第3の柱による開示)

自己資本の構成に関する開示事項	44
定量的な開示事項ならびに定性的な開示事項	45

貸借対照表

科 目	令和4年3月末	令和5年3月末
(資産の部)		
現金	6,889	8,150
預け金	171,601	160,547
買入金銭債権	-	-
金銭の信託	-	-
有価証券	150,601	141,721
国債	41,635	39,864
地方債	8,340	7,959
社債	26,301	22,768
株式	145	144
その他の証券	74,177	70,984
貸出金	227,482	223,349
割引手形	1,283	1,206
手形貸付	12,853	13,149
証書貸付	200,910	195,976
当座貸越	12,435	13,017
その他資産	2,829	2,879
未決済為替貸	109	114
信金中金出資金	2,086	2,086
前払費用	1	1
未収収益	405	486
その他の資産	227	191
有形固定資産	7,886	7,869
建物	1,927	1,884
土地	5,022	5,009
リース資産	267	284
その他の有形固定資産	669	690
無形固定資産	178	260
リース資産	82	164
その他の無形固定資産	96	96
前払年金費用	-	92
繰延税金資産	132	126
債務保証見返	120	80
貸倒引当金	△1,002	△1,086
(うち個別貸倒引当金)	(△819)	(△852)
資産の部合計	566,720	543,991

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(単位:百万円)

科 目	令和4年3月末	令和5年3月末
(負債の部)		
預金積金	519,134	523,916
当座預金	9,092	8,902
普通預金	262,227	277,127
貯蓄預金	3,857	3,830
通知預金	445	999
定期預金	218,600	211,108
定期積金	22,205	19,696
その他の預金	2,704	2,250
借入金	26,030	4,002
借入金	26,030	4,002
その他負債	1,275	1,408
未決済為替借	140	166
未払費用	218	172
給付補填備金	3	2
未払法人税等	3	3
前受収益	117	115
払戻未済金	16	18
払戻未済持分	2	6
職員預り金	313	313
リース債務	349	449
資産除去債務	10	10
その他の負債	98	148
退職給付引当金	4	-
役員退職慰労引当金	132	86
睡眠預金払戻損失引当金	9	9
偶発損失引当金	38	39
繰延税金負債	-	-
再評価に係る繰延税金負債	286	283
債務保証	120	80
負債の部合計	547,033	529,825
(純資産の部)		
出資金	1,506	1,511
普通出資金	1,506	1,511
利益剰余金	20,173	20,797
利益準備金	1,497	1,506
その他利益剰余金	18,675	19,290
特別積立金	8,000	8,000
当期末処分剰余金	10,675	11,290
会員勘定合計	21,679	22,308
[△] 2,337	△2,337	△8,478
土地再評価差額金	344	335
評価・換算差額等合計	△1,992	△8,142
純資産の部合計	19,687	14,165
負債及び純資産の部合計	566,720	543,991

損益計算書

科 目	令和3年度	令和4年度
経常収益	6,061,971	5,702,070
資金運用収益	4,943,587	4,684,158
貸出金利息	3,361,065	3,242,956
預け金利息	213,731	233,128
有価証券利息配当金	1,317,278	1,156,560
その他の受入利息	51,511	51,512
役員取引等収益	785,806	835,383
受入為替手数料	253,221	239,992
その他の役員収益	532,585	595,390
その他業務収益	132,831	42,170
外国為替売却益	290	561
国債等債券売却益	100,443	-
その他の業務収益	32,097	41,608
その他経常収益	199,745	140,358
償却債権取立益	180,538	114,016
金銭の信託運用益	0	-
その他の経常収益	19,207	26,341
経常費用	5,179,714	5,019,959
資金調達費用	46,903	34,104
預金利息	30,981	19,565
給付補填備金繰入額	1,322	949
借入金利息	13,029	12,006
その他の支払利息	1,569	1,583
役員取引等費用	440,530	420,867
支払為替手数料	81,350	69,722
その他の役員費用	359,180	351,144
その他業務費用	79,360	2,629
国債等債券売却損	-	-
国債等債券償還損	77,108	-
その他の業務費用	2,252	2,629
経費	4,298,195	4,234,932
人件費	2,665,730	2,640,993
物件費	1,467,134	1,428,214
税金	165,329	165,724
その他経常費用	314,724	327,425
貸倒引当金繰入額	238,611	260,133
金銭の信託運用損	0	-
その他の経常費用	76,112	67,292
経常利益	882,257	682,111

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
特別利益	-	-
特別損失	733	13,879
固定資産処分損	733	939
減損損失	-	12,940
税引前当期純利益	881,523	668,231
法人税、住民税及び事業税	15,476	5,516
法人税等調整額	16,872	3,011
法人税等合計	32,348	8,527
当期純利益	849,175	659,703
繰越金(当期首残高)	9,826,798	10,621,750
土地再評価差額金取崩額	-	9,360
当期末処分剰余金	10,675,973	11,290,815

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金	10,675,973	11,290,815
剰余金処分量	54,222	49,246
利益準備金	9,485	4,399
普通出資に対する配当金	44,736 (年3%の割)	44,847 (年3%の割)
繰越金(当期末残高)	10,621,750	11,241,568

令和4年6月27日開催の第78期通常総代会及び、令和5年6月27日開催の第79期通常総代会で承認を得た、令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けております。

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和5年6月28日

高崎信用金庫 理事長 **片山政明**

【貸借対照表の注記】(令和5年3月末)

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～50年	その他	3年～20年
----	--------	-----	--------
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、当金庫の定める資産自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、債権について回収の可能性を検討して下記のとおり計上しております。

破産等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に対する債権及び実質的に経営破綻の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額とし、その額のうち6,726百万円は債権額から直接減額したうえ、その残額を計上しております。また、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債務者に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産自己査定基準に基づき、営業店及び資産所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づき上記引当金の計上を行っております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異	各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際事業年度から費用処理
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。	
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。	
①制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)	
年金資産の額	1,740,569百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,807,426百万円
差引額	△66,857百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(自令和4年3月1日至令和4年3月31日)	0.3993%

- 補足説明
 - 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円及び別途積立金95,760百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金71百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
 - 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税は当事業年度の費用に計上しております。
 - 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	1,086百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。	
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。	
当事業年度において、当該仮定に重要な変更はないものの、特定業種の債務者と過去の倒産事例等を考慮して一定の要件を満たす債務者については、今後信用リスクが増加する可能性が高いとの仮定において、その影響額を追加で見積り、貸倒引当金を算定しております。	
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 984百万円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 8,689百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,599百万円
危険債権額	4,698百万円
三月以上延滞債権額	41百万円
貸出条件緩和債権額	1,175百万円
合計額	7,515百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶

- 予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,206百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	2,526百万円
	預け金	4,067百万円
担保資産に対応する債務	預金	1,293百万円
	借入金	4,002百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金4,000百万円を差し入れております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格に基づいて、合理的な調整を行って算出	
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	2,691百万円
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は1,044百万円であります。
- 出資1口当たりの純資産額 468円72銭
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資I部により行われ、また、定期的に経営陣及び担当部門の部門長で構成する総合リスク管理委員会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、信用リスクの管理については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法

- や手続等の詳細を明記しており、ALMに関する方針に基づき、総合リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで総合リスク管理委員会に報告しております。
- 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
 - 価格変動リスクの管理

当金庫が保有する有価証券を含む市場運用商品の価格変動リスクについては、市場リスク管理規程に基づき、管理しております。

資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

資金証券部で保有している非上場株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク統括部を通じ、総合リスク管理委員会に定期的に報告されております。
 - 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、金融商品の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(有価証券については保有期間120日、信頼区間99%、観測期間240営業日、他の金融商品については保有期間240日、信頼区間99%、観測期間1200営業日)により算出しており、令和5年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で19,331百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
 - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち有価証券以外については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
- 23.金融商品の時価等に関する事項
- 令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。
- また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	160,547	161,260	712
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	1,000	1,146	146
その他有価証券	140,576	140,576	—
(3) 貸出金(*1)	223,349		
貸倒引当金(*2)	△1,086		
	222,262	224,776	2,513
金融資産計	524,387	527,760	3,372
(1) 預金積金(*1)	523,916	523,733	△182
(2) 借入金(*1)	4,002	4,024	22
金融負債計	527,918	527,758	△160

(*1) 有価証券以外の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、将来のキャッシュ・フローを残存期間の市場金利で割り引いた価格としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24.から25.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権（利息前受債権を除く）、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた金額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	144
合 計	144

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金 (*1)	67,067	55,000	1,000	12,800
有価証券	3,532	11,166	12,719	74,345
満期保有目的の債券	—	—	500	500
その他有価証券のうち満期があるもの	3,532	11,166	12,219	73,845
貸出金 (*2)	37,204	75,252	46,160	49,584
合 計	107,804	141,418	59,880	136,730

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金 (*)	180,917	47,853	12	416
借入金	2,128	1,306	368	199
合 計	183,045	49,159	381	615

(*) 預金積金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

24.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下25.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表 計上額を超 えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	1,000	1,146	146
時価が 貸借対照表 計上額を超 えないもの	うち外国債券	1,000	1,146	146
	小 計	1,000	1,146	146
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
合 計	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	うち外国債券	—	—	—
	小 計	—	—	—
	合 計	1,000	1,146	146

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	7,896	7,851	45
	国債	2	2	0
	地方債	2,520	2,506	14
	短期社債	—	—	—
	社債	5,374	5,343	31
	その他	11,201	10,502	698
	うち外国債券	6,011	5,666	344
	小 計	19,097	18,353	744
	貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	—	—
債券		62,694	66,400	△3,705
国債		39,862	43,019	△3,157
地方債		5,438	5,596	△157
短期社債		—	—	—
社債		17,393	17,783	△390
その他		58,783	64,301	△5,517
うち外国債券		22,508	24,054	△1,546
小 計		121,478	130,701	△9,222
合 計		140,576	149,055	△8,478

25.当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
株式	1	—	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
うち外国債券	—	—	—
合 計	1	—	—

26.当座貸越契約に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、27,787百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが27,722百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（1年毎に）予め定められている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,697百万円	
税務上の繰越欠損金	238百万円	
その他有価証券評価差額金	2,378百万円	
固定資産減損損失	77百万円	
減価償却超過額	50百万円	
その他	117百万円	
繰延税金資産小計	4,559百万円	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△238百万円	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,168百万円	
評価性引当額小計	△4,407百万円	
繰延税金資産合計	151百万円	
繰延税金負債		
前払年金費用	25百万円	
繰延税金負債合計	25百万円	
繰延税金資産の純額	126百万円	

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度（令和5年3月31日）

(単位：百万円)

	1年 以内	1年超 2年 以内	2年超 3年 以内	3年超 4年 以内	4年超 5年 以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金 (*1)	—	—	—	—	—	238	238
評価性引当額	—	—	—	—	—	△238	△238
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

28.会計方針の変更

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表への影響はありません。

29.会計上の見積りの変更

当金庫では、貸倒引当金の見積りについて、昨今の外部環境の急激な変化による影響を反映させることがより適切であると判断し、従来の方法に加え、一般貸倒引当金は特定業種の債務者に対して、個別貸倒引当金は過去の倒産事例等を考慮して一定の要件を満たす債務者に対して、今後信用リスクが増加する可能性が高いとの仮定を置いて、その影響額を追加で見積り、貸倒引当金を算定することにしました。

この見積りの変更により、当事業年度末の一般貸倒引当金は24百万円、個別貸倒引当金は65百万円増加し、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益は89百万円減少しております。

【損益計算書の注記】（令和4年度）

- 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2.出資1口当たり当期純利益金額 21円94銭
- 3.当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失 (千円)
高崎市内	賃貸用資産	1カ所 土地	12,940
合 計			12,940

営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産等は各資産を、グルーピングの最小単位としています。本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としており、本部と同一の建物にある本店営業部も共用資産としております。

営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、資産グループ1カ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額12,940千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを0.798%で割り引いて算定しております。

主要な業務の状況を示す指標

預金業務関係

預金科目別残高、構成比

(単位:残高 百万円、構成比 %)

科目	令和4年3月末			令和5年3月末		
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
当座預金	9,092	1.7	8,902	1.6		
普通預金	262,227	50.5	277,127	52.8		
貯蓄預金	3,857	0.7	3,830	0.7		
通知預金	445	0.0	999	0.1		
その他の預金	2,704	0.5	2,250	0.4		
(小計)	(278,328)	(53.6)	(293,110)	(55.9)		
定期預金	218,600	42.1	211,108	40.2		
定期積金	22,205	4.2	19,696	3.7		
(小計)	(240,806)	(46.3)	(230,805)	(44.0)		
合計	519,134	100.0	523,916	100.0		

預金者別預金残高、構成比

(単位:残高 百万円、構成比 %)

区分	令和4年3月末			令和5年3月末		
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
一般法人	87,433	16.8	86,938	16.5		
公金	16,777	3.2	16,550	3.1		
金融機関	448	0.0	395	0.0		
個人	414,476	79.8	420,031	80.1		
合計	519,134	100.0	523,916	100.0		

預金に関する指標

●流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の期中平均残高 (単位:百万円)

科目	令和3年度	令和4年度
流動性預金	276,725	293,237
当座預金	7,564	7,543
普通預金	263,604	279,867
貯蓄預金	3,829	3,814
通知預金その他	1,728	2,011
定期性預金	244,853	237,544
定期預金	222,491	216,430
定期積金	22,361	21,113
譲渡性預金	-	-
その他の預金	-	-
外貨預金	-	-
預金合計	521,579	530,782

●固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残高 (単位:百万円)

区分	令和4年3月末	令和5年3月末
固定金利定期預金	218,499	211,027
大口定期預金	55,411	53,471
スーパー定期	135,210	130,798
自由型期日指定定期預金	4,270	3,988
積立定期預金	527	497
新型複利定期預金	23,078	22,270
変動金利定期預金	100	80
変動金利定期預金	100	80
その他の預金	0	0
その他の定期預金	0	0
外貨預金	-	-

会員・会員外別預金残高

(単位:百万円)

	令和4年3月末	令和5年3月末
会員預金	173,098	174,926
会員外預金	346,036	348,989
合計	519,134	523,916

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

財形	令和4年3月末	令和5年3月末
財形	527	497

融資業務関係

貸出金科目別残高、構成比

(単位:残高 百万円、構成比 %)

科目	令和4年3月末			令和5年3月末		
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
割引手形	1,283	0.5	1,206	0.5		
手形貸付	12,853	5.6	13,149	5.8		
証書貸付	200,910	88.3	195,976	87.7		
当座貸越	12,435	5.4	13,017	5.8		
合計	227,482	100.0	223,349	100.0		

固定金利および変動金利別の区分ごとの貸出金科目別残高

(単位:百万円)

科目	令和4年3月末		令和5年3月末	
	固定金利	変動金利	固定金利	変動金利
割引手形	1,283	-	1,206	-
手形貸付	12,853	-	13,149	-
証書貸付	67,191	133,718	69,003	126,972
当座貸越	3,933	8,501	4,201	8,816
合計	85,260	142,219	87,559	135,788

貸出金業種別内訳、構成比

(単位:残高 百万円、構成比 %)

業種	令和4年3月末		令和5年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
製造業	20,259	8.9	20,734	9.2
農業、林業	401	0.1	498	0.2
漁業	2	0.0	0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	283	0.1	270	0.1
建設業	21,311	9.3	20,640	9.2
電気・ガス・熱供給・水道業	46	0.0	40	0.0
情報通信業	380	0.1	289	0.1
運輸業、郵便業	4,514	1.9	5,597	2.5
卸売業、小売業	18,087	7.9	17,059	7.6
金融業、保険業	10,047	4.4	10,154	4.5
不動産業	39,169	17.2	40,403	18.0
物品賃貸業	1,051	0.4	970	0.4
学術研究、専門・技術サービス業	1,999	0.8	1,988	0.8
宿泊業	515	0.2	493	0.2
飲食業	3,123	1.3	2,994	1.3
生活関連サービス業、娯楽業	3,623	1.5	3,396	1.5
教育、学習支援業	1,031	0.4	1,156	0.5
医療、福祉	6,304	2.7	6,454	2.8
その他のサービス	10,885	4.7	10,384	4.6
(小計)	(143,038)	(62.8)	(143,527)	(64.2)
地方公共団体	28,582	12.5	25,843	11.5
個人(住宅・消費・納税資金等)	55,860	24.5	53,978	24.1
合計	227,482	100.0	223,349	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金使途別内訳、構成比

(単位:残高 百万円、構成比 %)

使途	令和4年3月末		令和5年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	117,213	51.5	119,089	53.3
運転資金	110,269	48.4	104,260	46.6
合計	227,482	100.0	223,349	100.0

融資業務関係

会員・会員外別貸出金残高 (単位：百万円)

	令和4年3月末	令和5年3月末
会員貸出金	185,560	184,243
会員外貸出金	41,922	39,106
合計	227,482	223,349

消費者ローン・住宅ローン残高 (単位：百万円)

	令和4年3月末	令和5年3月末
消費者ローン	7,429	7,542
住宅ローン	42,684	41,478

手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の期中平均残高 (単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
手形貸付	12,863	12,735
証書貸付	203,841	196,949
当座貸越	10,157	10,565
割引手形	1,153	1,149
合計	228,015	221,399

代理貸付残高 (単位：百万円)

	令和4年3月末	令和5年3月末
信金中央金庫	40	37
日本政策金融公庫	35	29
独立行政法人住宅金融支援機構	2,563	2,344
独立行政法人中小企業基盤整備機構	22	23
独立行政法人福祉医療機構	67	57
合計	2,728	2,491

担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額 (単位：百万円)

	令和4年3月末		令和5年3月末	
	貸出金残高	債務保証見返額	貸出金残高	債務保証見返額
当金庫預金積金	3,714	-	3,873	-
有価証券	48	-	41	-
不動産	0	-	0	-
不動産	55,286	43	56,535	39
その他	-	-	-	-
(小計)	(59,048)	(43)	(60,449)	(39)
信用保証協会・信用保険	54,558	31	51,971	26
保証	30,271	-	28,992	-
信用	83,603	989	81,935	1,057
合計	227,482	1,064	223,349	1,124

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息の増減 (単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	268	△655	△386	36	△296	△259
うち貸出金	△47	△110	△157	△97	△20	△118
うち預け金	7	△3	3	△12	31	19
うち有価証券	308	△541	△233	146	△307	△160
支払利息	14	△28	△14	△6	△6	△12
うち預金積金	-	△12	△12	-	△11	△11
うち借入金	14	△16	△1	△6	5	△1

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。

管理債権関係

貸倒引当金の内訳 (単位：百万円)

区分	令和4年3月末		令和5年3月末	
	残高(期中増減額)		残高(期中増減額)	
一般貸倒引当金	183	(1)	234	(51)
個別貸倒引当金	819	(41)	852	(32)
合計	1,002	(42)	1,086	(84)

貸出金償却 (単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	-	-

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,580	1,599
危険債権	4,456	4,698
要管理債権	1,030	1,217
三月以上延滞債権	31	41
貸出条件緩和債権	999	1,175
小計 (A)	7,068	7,515
保全額 (B)	5,667	5,918
個別貸倒引当金 (C)	369	402
一般貸倒引当金 (D)	11	8
担保・保証等 (E)	5,286	5,507
保全率 (B)/(A) (%)	80.1	78.7
引当率 ((C)+(D))/(A)-(E) (%)	21.3	20.4
正常債権 (F)	221,583	217,063
総与信残高 (A)+(F)	228,652	224,579

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)です。

有価証券に関する指標

有価証券の種類別の残存期間別残高および平均残高

(単位：百万円)

令和3年度	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計	平均残高
国債	-	-	-	-	-	41,635	-	41,635	35,256
地方債	-	2,024	508	-	-	5,807	-	8,340	8,527
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	2,532	5,286	3,126	661	1,217	13,476	-	26,301	27,162
株式	-	-	-	-	-	-	145	145	145
外国証券	-	500	413	4,929	6,878	17,946	17,322	47,991	44,903
その他の証券	-	885	419	118	179	340	24,243	26,186	20,085
合計	2,532	8,696	4,468	5,709	8,274	79,207	41,711	150,601	136,080

令和4年度	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計	平均残高
国債	-	2	-	-	-	39,862	-	39,864	43,033
地方債	-	2,520	-	-	-	5,438	-	7,959	8,247
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	3,532	3,360	2,106	181	1,156	12,430	-	22,768	24,643
株式	-	-	-	-	-	-	144	144	145
外国証券	-	499	1,310	5,337	5,888	16,482	16,804	46,323	48,925
その他の証券	-	1,196	170	-	154	131	23,007	24,661	26,340
合計	3,532	7,579	3,586	5,519	7,199	74,345	39,956	141,721	151,337

有価証券(取得原価、時価、評価損益)

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種類	令和4年3月末			令和5年3月末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	外国債券	1,000	1,162	162	1,000	1,146
	小計	1,000	1,162	162	1,000	1,146
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	外国債券	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-
合計	1,000	1,162	162	1,000	1,146	146

(注)時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

その他有価証券

(単位：百万円)

種類	令和4年3月末			令和5年3月末		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-	-	-
	債券	11,010	10,928	82	7,896	7,851
	国債	-	-	-	2	2
	地方債	2,533	2,510	23	2,520	2,506
	社債	8,476	8,418	58	5,374	5,343
	その他	19,659	18,739	919	11,201	10,502
小計	30,669	29,667	1,001	19,097	18,353	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-
	債券	65,267	66,880	△1,613	62,694	66,400
	国債	41,635	43,042	△1,406	39,862	43,019
	地方債	5,807	5,884	△76	5,438	5,596
	社債	17,824	17,954	△129	17,393	17,783
	その他	53,518	55,244	△1,725	58,783	64,301
小計	118,786	122,125	△3,339	121,478	130,701	
合計	149,455	151,793	△2,337	140,576	149,055	

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等

(単位：百万円)

非上場株式	令和4年3月末	令和5年3月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
	145	144

※売買目的有価証券及び子会社・関連会社株式については、該当ありません。

金銭の信託関係

運用目的の金銭の信託、満期保有目的の金銭の信託およびその他の金銭の信託については、該当ありません。

為替業務関係

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

送金振込	仕向 被仕向 計	令和3年度	令和4年度
		238,328	255,516
代金取立	仕向 被仕向 計	4,488	2,292
		9,713	4,588
合計	計	557,845	582,157

経営指標

主要経営指標の推移

(単位：百万円)

利益	経常収益 経常利益 当期純利益	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		6,011	6,345	6,714	6,061	5,702
残高	預金積金残高	478,145	486,884	508,300	519,134	523,916
	貸出金残高	227,147	227,575	233,826	227,482	223,349
	有価証券残高	116,605	109,707	116,954	150,601	141,721
	総資産額	504,813	511,874	557,224	566,600	543,911
純資産額	20,756	19,277	22,153	19,687	14,165	
単体自己資本比率	10.34%	10.29%	10.98%	11.16%	11.37%	

- (注)1. 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。
2. 自己資本比率は金融庁告示に定められた算式に基づいて算出したものであります(国内基準)。

業務純益

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
業務純益	946	775
実質業務純益	947	827
コア業務純益	923	827
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	652	827

- (注)1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員退職慰労引当金繰入額等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

業務粗利益・業務粗利益率

(単位：百万円)

資金運用収支	令和3年度		令和4年度	
	金額	率	金額	率
資金運用収益	4,943		4,684	
資金調達費用	46		34	
資金運用収支	4,896		4,650	
役員取引等収益	785		835	
役員取引等費用	440		420	
役員取引等収支	345		414	
その他業務収益	132		42	
その他業務費用	79		2	
その他業務収支	53		39	
業務粗利益	5,295		5,104	
業務粗利益率	0.95%		0.92%	

経営指標

諸比率 (単位：%)

	令和3年度	令和4年度
資金運用利回	0.88	0.84
資金調達原価率	0.80	0.78
預金原価率	0.83	0.80
総資金利鞘	0.08	0.06
預貸金利鞘	0.64	0.66
預貸率(末残)	43.81	42.63
預貸率(平残)	43.71	41.71
預証率(末残)	29.01	27.05
預証率(平残)	26.09	28.51
総資産経常利益率	0.15	0.11
総資産当期純利益率	0.14	0.11

資金運用・調達勘定平均残高、利息および利回り (単位：平均残高 百万円、利息 千円、利回り %)

	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	557,384	4,943,587	0.88	554,773	4,684,158	0.84
うち貸出金	228,015	3,361,065	1.47	221,399	3,242,956	1.46
うち預け金	191,202	213,731	0.11	179,950	233,128	0.12
うち有価証券	136,080	1,317,278	0.96	151,337	1,156,560	0.76
資金調達勘定	548,386	46,903	0.00	546,317	34,104	0.00
うち預金積金	521,579	32,304	0.00	530,782	20,514	0.00
うち借入金	26,493	13,029	0.04	11,362	12,006	0.10

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度333百万円、令和4年度346百万円)を控除して表示しております。

会員数 (単位：人、カッコ内の数値は構成比 %)

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
会員数	28,188(100.0)	28,120(100.0)	28,032(100.0)	27,776(100.0)	27,296(100.0)
うち法人	4,787 (16.9)	4,779 (16.9)	4,840 (17.2)	4,830 (17.3)	4,868 (17.8)
うち個人(男性)	17,970 (63.7)	17,788 (63.2)	17,590 (62.7)	17,269 (62.1)	16,772 (61.4)
うち個人(女性)	5,431 (19.2)	5,553 (19.7)	5,602 (19.9)	5,677 (20.4)	5,656 (20.7)

出資総額および出資総口数 (単位：出資総額 百万円、出資総口数 千口)

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
出資総額	1,459	1,487	1,497	1,506	1,511
出資総口数	29,184	29,741	29,944	30,134	30,222

出資に対する配当金 (単位：配当率 %、出資に対する配当金 千円、出資1口当り円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
配当率	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
出資に対する配当金(出資1口当り)	42,357 (1.5)	43,794 (1.5)	44,587 (1.5)	44,736 (1.5)	44,847 (1.5)

役員数 (単位：人)

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
役員数	14	14	13	13	13
うち常勤役員数	9	9	8	8	8
職員数	355	355	348	341	332

1店舗当り・職員1人当り預金積金残高 (単位：百万円)

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
1店舗当り預金積金額	18,390	18,726	19,550	19,966	20,150
職員1人当り預金積金額	1,346	1,371	1,460	1,522	1,578

1店舗当り・職員1人当り貸出金残高 (単位：百万円)

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
1店舗当り貸出金額	8,736	8,752	8,993	8,749	8,590
職員1人当り貸出金額	639	641	671	667	672

自動機器設置状況 (単位：台)

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
A T M	67	64	64	64	64
両替機	2	2	2	2	2

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	164

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」144百万円、「退職慰労金」19百万円となっております。
なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況(バーゼルⅢ第3の柱)

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項	目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		21,635	22,263
うち、出資金及び資本剰余金の額		1,506	1,511
うち、利益剰余金の額		20,173	20,797
うち、外部流出予定額(△)		44	44
うち、上記以外に該当するものの額		-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		183	234
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		183	234
うち、適格引当金コア資本算入額		-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		56	27
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	21,875	22,525
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		129	188
うち、のれんに係るものの額		-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		129	188
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		-	-
適格引当金不足額		-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		-	-
前払年金費用の額		-	67
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額		-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額		-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	129	255
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ)	21,746	22,269
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		184,581	185,778
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		631	618
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		-	-
うち、上記以外に該当するものの額		631	618
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		10,187	10,031
信用リスク・アセット調整額		-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額		-	-
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	194,769	195,810
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(ニ))		11.16%	11.37%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

●自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

- ・普通出資
 - ①発行主体：高崎信用金庫
 - ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,511百万円

2. 定量的な開示事項ならびに定性的な開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	184,581	7,383	185,778	7,431
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	166,232	6,649	165,911	6,636
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	7	0	6	0
我が国の政府関係機関向け	1,804	72	1,698	67
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	35,061	1,402	36,944	1,477
法人等向け	36,629	1,465	39,138	1,565
中小企業等向け及び個人向け	38,949	1,557	34,396	1,375
抵当権付住宅ローン	8,874	354	7,893	315
不動産取得等事業向け	28,724	1,148	29,243	1,169
三月以上延滞等	1,084	43	1,135	45
取立未済手形	21	0	22	0
信用保証協会等による保証付	1,491	59	1,511	60
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	146	5	145	5
出資等のエクスポージャー	146	5	145	5
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	13,436	537	13,774	550
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,637	105	2,554	102
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	61	2	430	17
上記以外のエクスポージャー	10,738	429	10,789	431
②証券化エクスポージャー	1,422	56	1,395	55
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	16,294	651	17,853	714
ルック・スルー方式	16,294	651	17,853	714
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	631	25	618	24
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,187	407	10,031	401
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	194,769	7,790	195,810	7,832

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

(オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させて、経営の健全性・安全性を十分保っております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる業務計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別) (単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	令和3年度					令和4年度				
	エクスポージャー区分					エクスポージャー区分				
	信用リスクエクスポージャー	オフ・バランス取引	債権	デリバティブ取引	延滞エクスポージャー	信用リスクエクスポージャー	オフ・バランス取引	債権	デリバティブ取引	延滞エクスポージャー
国内	493,405	224,540	77,852	-	1,431	475,675	220,180	74,294	-	1,531
国外	30,865	-	30,825	-	-	31,110	-	30,824	-	-
地域別合計	524,271	224,540	108,677	-	1,431	506,785	220,180	105,118	-	1,531
製造業	22,129	20,595	1,533	-	26	22,320	21,079	1,241	-	15
農業、林業	459	459	-	-	74	556	556	-	-	90
漁業	2	2	-	-	-	4	4	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	283	283	-	-	-	270	270	-	-	-
建設業	23,003	22,865	137	-	267	22,302	22,088	214	-	345
電気・ガス・熱供給・水道業	654	46	608	-	-	613	40	572	-	-
情報通信業	729	383	-	-	63	585	294	-	-	0
運輸業、郵便業	4,670	4,630	40	-	6	5,723	5,693	30	-	-
卸売業、小売業	19,064	18,734	330	-	292	18,011	17,690	320	-	328
金融業、保険業	181,241	6,134	29,408	-	-	190,949	6,174	28,206	-	-
不動産業	40,711	40,576	100	-	326	42,058	41,883	140	-	324
物品貸業	3,748	1,052	2,009	-	-	3,666	971	2,009	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	2,140	2,138	-	-	13	2,181	2,150	30	-	12
宿泊業	516	516	-	-	-	495	495	-	-	-
飲食業	3,681	3,681	-	-	57	3,559	3,559	-	-	58
生活関連サービス業、娯楽業	4,194	4,194	-	-	116	3,987	3,987	-	-	68
教育、学習支援業	1,079	1,079	-	-	-	1,196	1,196	-	-	9
医療、福祉	6,676	6,676	-	-	-	6,878	6,878	-	-	-
その他のサービス	11,495	11,295	200	-	12	11,040	10,840	200	-	37
業種別小計	326,483	145,347	34,367	-	1,258	336,400	145,854	32,964	-	1,292
国	94,600	-	65,194	-	-	71,117	-	63,332	-	-
地方公共団体	37,708	28,593	9,115	-	-	34,673	25,851	8,821	-	-
個人	50,600	50,600	-	-	172	48,473	48,473	-	-	238
その他	14,877	-	-	-	-	16,120	-	-	-	-
業種別合計	524,271	224,540	108,677	-	1,431	506,785	220,180	105,118	-	1,531
1年以下	75,295	30,724	2,529	-	-	108,531	31,881	3,527	-	-
1年超3年以下	110,064	14,335	7,758	-	-	77,924	14,312	6,366	-	-
3年超5年以下	24,873	20,414	4,039	-	-	23,393	19,779	3,442	-	-
5年超7年以下	25,222	19,495	5,607	-	-	22,658	16,959	5,699	-	-
7年超10年以下	46,582	38,237	8,345	-	-	47,938	35,616	7,298	-	-
10年超	180,599	100,203	80,396	-	-	181,388	100,588	78,784	-	-
期間の定めのないもの	61,632	1,129	-	-	-	44,950	1,042	-	-	-
残存期間別合計	524,271	224,540	108,677	-	-	506,785	220,180	105,118	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
 2. 「延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

39ページ参照

業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種区分	令和3年度				令和4年度			
	個別貸倒引当金 期首残高	期中増減額	期末残高	貸出金償却 残高	個別貸倒引当金 期首残高	期中増減額	期末残高	貸出金償却 残高
製造業	15	9	25	-	25	8	33	-
農業、林業	18	△0	18	-	18	△0	18	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	477	8	485	-	485	3	489	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	0	0	-	0	△0	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	104	△15	88	-	88	10	98	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	83	36	120	-	120	10	130	-
物品貸業	3	△0	2	-	2	△0	2	-
学術研究、専門・技術サービス業	0	△0	0	-	0	△0	0	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	9	△1	8	-	8	19	27	-
生活関連サービス業、娯楽業	9	△0	8	-	8	△0	7	-
教育、学習支援業	-	15	15	-	15	△12	3	-
医療、福祉	17	△2	14	-	14	△0	14	-
その他のサービス	29	△2	27	-	27	△4	23	-
小計	767	47	815	-	815	32	848	-
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	10	△6	4	-	4	△0	3	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	778	41	819	-	819	32	852	-

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	令和3年度		令和4年度	
	エクスポージャーの額 格付適用有り	エクスポージャーの額 格付適用無し	エクスポージャーの額 格付適用有り	エクスポージャーの額 格付適用無し
0%	-	143,410	-	116,422
10%	-	32,991	-	32,140
20%	3,923	171,410	23,378	180,834
35%	-	24,720	-	19,651
40%	1,001	1,002	1,001	1,002
50%	19,060	356	3,289	62
75%	-	45,330	-	44,882
100%	1,001	79,415	1,202	82,011
150%	-	457	-	775
250%	-	187	-	131
合計	24,988	499,282	28,871	477,914

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、クレジット・ポリシーを定め、信用リスク管理態勢を構築しています。信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施しております。また、信用リスクの計量化に向け、信用格付制度の導入を進めております。信用リスク管理の状況については、総合リスク管理委員会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を協議検討しております。貸倒引当金は、「資産自己査定基準」および「償却・引当基準に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された予想損失率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上を行っております。

●リスク・ウェイトの判定およびエクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当金庫は、リスク・ウェイトの判定に、以下の適格格付機関を利用しております。
 ・S&Pグローバル・レーティング(S&P) ・ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(Moody's)
 ・(株)日本格付研究所(JCR) ・(株)格付投資情報センター(R&I)

(3)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポ ー ト フ ォ リ オ	令和3年度		令和4年度	
	信用リスク削減手法		信用リスク削減手法	
	適格金融資産担保	保 証	適格金融資産担保	保 証
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,818	17,204	3,016	21,387
①ソ プ リ ン 向 け	-	-	-	-
②地 方 三 公 社	-	714	-	712
③金 融 機 関 向 け	-	-	-	-
④法 人 等 向 け	941	-	1,185	-
⑤中小企業等・個人向け	1,671	14,717	1,652	14,883
⑥抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	5	1,473	10	5,337
⑦不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	144	-	105	-
⑧そ の 他	55	227	62	384
⑨三 月 以 上 延 滞 等	-	71	-	68

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. クレジット・デリバティブは採用しておりません。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解を得た上でご契約いただくなど、適切な取扱いを行っております。パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法には適格担保として、自金庫預金積金、保証として三井住友海上火災保険㈱、しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(4)派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(5)証券化エクスポージャーに関する事項

〈オリジネーターの場合〉

該当ありません。

〈投資家の場合〉

保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
証券化エクスポージャーの額	4,437	4,276
(i) 住 宅 ロ ー ン	512	283
(ii) リ ー ス 料 債 権 等	3,925	3,992

※再証券化エクスポージャーについては、該当ありません。

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等 (単位：百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	令和3年度		令和4年度	
	エクスポージャー残高	所要自己資本額	エクスポージャー残高	所要自己資本額
15%～50%未満	4,437	56	4,276	55
合 計	4,437	56	4,276	55

(注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

※再証券化エクスポージャーについては、該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

証券化取引の役割としては、オリジネーター業務および投資業務があります。オリジネーター業務については、株式会社日本政策金融公庫が行う中小企業の資金調達手段の多様化の一環としての位置付けと捉えておりますが、現在、保有残高はありません。一方、投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて総合リスク管理委員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、取引にあたっては、当金庫が定める運用方針に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど適正な運用・管理を行っております。

●証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、外部格付準拠方式を採用しております。

●自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備およびその運用状況の概要

証券化商品(再証券化商品を含む。以下同じ。)への投資にあたっては、資金運用部門において、市場環境、当該証券化商品およびその裏付資産に係る市場の状況、当該証券化商品に関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを確認のうえ、当該証券化商品の裏付資産の状況・パフォーマンス、内包されるリスクおよび構造上の特性の分析を行い、リスク管理部門の審査を経て、最終決定しております。

また、資金運用部門は、保有している証券化商品について、定期的に当該証券化商品およびその裏付資産に係る情報を証券会社等から収集し、リスク管理部門等に報告しております。

リスク管理部門では、資金運用部門から報告を受けた内容を確認し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性、スキーム維持の蓋然性等の検証を行っております。

●証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

●証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当金庫は、リスク・ウェイトの判定に、以下の適格格付機関を利用しております。

- ・ S&Pグローバル・レーティング(S&P)
- ・ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・ ㈱日本格付研究所(JCR)
- ・ ㈱格付投資情報センター(R&I)

(6)オペレーショナル・リスクに関する事項

●リスク管理の方針および手続の概要およびオペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システム・リスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクを幅広いリスクと考え、オペレーショナル・リスク管理方針を踏まえ、管理態勢を整備しております。リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用しております。

(7)出資等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額および時価等

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	447	447	498	498
非 上 場 株 式 等	2,233	—	2,232	—
合 計	2,680	447	2,730	498

(注) 非上場株式等には、信金中央金庫出資金、しんきん共同センター出資金および非上場株式を計上しております。

出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	189	240

貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	—	—

●出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠に基づき管理しております。一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める資金運用規程等に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

(8)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	42,022	42,886
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(9)金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	15,053	15,668	439	715
2	下方パラレルシフト	0	0	37	40
3	スティープ化	14,849	14,929		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	15,053	15,668	439	715
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	22,269		21,746	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

●金利リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

(1)リスク管理の方針および手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方とも月次で評価・計測を行い、必要に応じて対策を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクを計測し、総合リスク管理委員会と協議検討を行い、金利リスクが過大となった場合は、有価証券の売却やヘッジ等による金利リスクの削減も含め、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2)金利リスクの算定方法の概要

A.開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII(銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。)並びに金融機関がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
平均満期は1.25年です。
- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
最長の金利改定満期は5年です。
- ③流動性預金への満期割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ④固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
考慮しておりません。
- ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提
保守的に通貨ごとに算出したΔEVE及びΔNIIが正となる通貨のみを単純合算しております。
- ⑥スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
- ⑦内部モデル使用時等、ΔEVEとΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。
- ⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明
金利リスクの算定にかかる前提に変動はありません。
- ⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当金庫のΔEVEについては、金利上昇時に現在価値が減少し、指定のシナリオのうち上方パラレルシフトが最大値となっております。

B.金融機関が自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

当金庫では、統合リスク管理として金利リスク等をVaRにより計測し、年度毎に配賦資本の範囲内でリスク限度枠を設定して管理しております。具体的には、毎月VaRで計測される預貸金や債券等のリスク量が、リスク限度枠に収まっているかどうか、自己資本比率に与える影響はどうか等をモニタリングし、総合リスク管理委員会に報告し管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(有価証券については保有期間6ヵ月、信託区間99%、観測期間1年、他の金融商品については保有期間1年、信託区間99%、観測期間5年)により算出しております。

開示項目一覧

信用金庫法施行規則第132条等における開示項目 (単体)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 ... 37
イ. 事業の組織	預貸率の期末値及び期中平均値 42
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名	有価証券に関する指標
ハ. 会計監査人の氏名又は名称	商品有価証券の種類別の平均残高 該当ありません
二. 事務所の名称及び所在地	有価証券の種類別の残存期間別残高 40
ホ. 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者に 関する事項	有価証券の種類別の平均残高 40
	預証率の期末値及び期中平均値 42
2. 金庫の主要な事業の内容	4. 金庫の事業の運営に関する事項
3. 金庫の主要な事業に関する事項	イ. リスク管理の体制 20
イ. 直近の事業年度における事業の概況	ロ. 法令遵守の体制 21
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況	ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための 取組みの状況 2~13
経常収益	二. 金融ADR制度への対応 22
経常利益 (又は経常損失)	5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況
当期純利益 (又は当期純損失)	イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は 損失金処理計算書 30~35
出資総額及び出資総口数	ロ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び (1)から(4)までに掲げるものの合計額
純資産額	(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 39
総資産額	(2) 危険債権 39
預金積金残高	(3) 三月以上延滞債権 (貸出金のみ) 39
貸出金残高	(4) 貸出条件緩和債権 (貸出金のみ) 39
有価証券残高	(5) 正常債権 39
単体自己資本比率	ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に 定める事項 44~51
出資に対する配当金	二. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益
職員数	有価証券 40
八. 直近の2事業年度における事業の状況	金銭の信託 41
主要な業務の状況を示す指標	規則第102条第1項第5号に掲げる取引 該当ありません
業務純益、実質業務純益、コア業務純益及び コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 39
業務粗利益及び業務粗利益率	ヘ. 貸出金償却の額 39
資金運用収支、役員取引等収支、及びその他業務収支	ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、 損益計算書及び剰余金処分計算書 (又は損失金処理計 算書)について会計監査人の監査を受けている場合には その旨 31
資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り及び資金利鞘	
受取利息及び支払利息の増減	
総資産経常利益率	
総資産当期純利益率	
預金に関する指標	
流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高	
固定金利定期預金、変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金の残高	
貸出金等に関する指標	
手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高	
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	
担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	
使途別の貸出金残高	

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 ... 37
預貸率の期末値及び期中平均値 42
有価証券に関する指標
商品有価証券の種類別の平均残高 該当ありません
有価証券の種類別の残存期間別残高 40
有価証券の種類別の平均残高 40
預証率の期末値及び期中平均値 42
4. 金庫の事業の運営に関する事項
イ. リスク管理の体制 20
ロ. 法令遵守の体制 21
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための 取組みの状況 2~13
二. 金融ADR制度への対応 22
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は 損失金処理計算書 30~35
ロ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び (1)から(4)までに掲げるものの合計額
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 39
(2) 危険債権 39
(3) 三月以上延滞債権 (貸出金のみ) 39
(4) 貸出条件緩和債権 (貸出金のみ) 39
(5) 正常債権 39
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に 定める事項 44~51
二. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益
有価証券 40
金銭の信託 41
規則第102条第1項第5号に掲げる取引 該当ありません
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 39
ヘ. 貸出金償却の額 39
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、 損益計算書及び剰余金処分計算書 (又は損失金処理計 算書)について会計監査人の監査を受けている場合には その旨 31

報酬等に関する事項 43

信用金庫法施行規則第133条等における 開示項目 (連結) 該当ありません

「金融機能の再生のための緊急措置に関する 法律第7条」における開示項目

1. 資産の査定公表 39
バーゼルⅢ (第3の柱) 44~51

沿革

大正	3年 7月	産業組合法による有限責任 「高崎信用組合」創立 初代組合長 小沢宗平 就任 高崎図書館の一室を仮事務所として事業開始	
	11月	高崎市九蔵町40番地に事務所移転	
	10年 1月	第二代組合長 蟬山政次郎 就任	
	2月	高崎市田町甲22番地に事務所移転	
	14年 4月	北出張所開設	
	6月	南出張所開設	
	昭和	2年 12月	新本店新築
		8年 3月	第三代組合長 友松喜平 就任
		19年 12月	高陽信用組合(高崎市新町*48、組合長 清水 浜吉)、積善信用組合(高崎市本町138、組 合長 戸塚五郎作)と合併、積善信用組合の 飯塚出張所を当組合の飯塚出張所として存続 <small>*現 あら町</small>
		24年 9月	預金量1億円達成
25年 12月		第四代組合長 植原寛彌 就任	
26年 10月		信用金庫法に基づき 「高崎信用金庫」に組織変更	
27年 5月		室田支店開設	
28年 5月		倉賀野支店開設	
31年 6月		第五代理事長 山口高音 就任	
32年 6月		預金量10億円達成	
34年 4月	高崎市田町18番地に新本店を新築移転		
38年 1月	東支店開設		
9月	預金量50億円達成		
40年 7月	井野支店開設		
42年 3月	預金量100億円達成		
8月	問屋町支店開設		
45年 5月	西支店開設		
48年 8月	前橋支店開設		
50年 3月	預金量500億円達成		
5月	前橋南支店開設		
51年 11月	豊岡支店開設		
52年 12月	新前橋支店開設		
53年 8月	事務センター新築		
54年 9月	預金オンライン開始		
10月	高崎市場支店開設		
11月	中居支店開設		
12月	預金量1,000億円達成		
55年 12月	浜川支店開設		

令和4年度のあゆみ

4月	●地域貢献活動の一環として、毎月1回「全店一斉クリーン アップ活動」を実施
6月	●献血運動を行い、役職員54名が協力 ●役員による募金を群馬県信用金庫協会を通じ、上毛新聞 社「愛の募金」に寄贈
7月	●商工組合中央金庫と「事業再生・経営改善支援に関する業務 協力契約」を締結 ●e-dash株式会社と顧客紹介業務の提携契約を締結
8月	●「上野三碑かるた原画・原書展 in たかしん」を開催 ●環境配慮型住宅(ZEH住宅)向け住宅ローン優遇金利の取 扱い開始
9月	●「たかしん新世紀クラブ オンライン講演会」を開催 ●日本政策金融公庫と「事業承継支援に関する覚書」を締結 ●たかしんビジネス応援団「カーボンゼロ支援資金」の取扱い 開始

平成	56年 5月	貝沢支店開設
	57年 7月	事務センター支店開設
	7月	群馬町支店開設
	58年 3月~ 5月	融資オンライン開始
	4月	第六代理事長 山口桂司 就任
	59年 7月	預金量1,500億円達成
	10月	箕郷支店開設
	61年 8月	六郷支店開設
	11月	新オンライン・システム稼働
	63年 7月	預金量2,000億円達成
令和	元年 6月	下豊岡支店開設
	11月	CI計画にともなう基本理念、 基本デザイン決定
	2年 1月	信金東京共同事務センター 事業組合オンラインシステムへ加入移行
	6月	佐野支店開設
	6月	北支店新築
	7月	石原支店開設
	4年 5月	吉井支店開設
	7月	預金量3,000億円達成
	6年 7月	玉村支店開設
	7年 4月	第七代理事長 後藤紀久雄 就任
5月	高崎市飯塚町1200番地に新本店を 新築移転、旧本店を田町出張所として存続	
8年 5月	室田支店里見出張所開設	
9年 3月	事務センター支店を矢中町に移転し 矢中支店としてオープン	
10年 5月	本店営業部高崎市役所出張所開設	
6月	第八代理事長 齋藤賢一 就任	
11年 2月	問屋町支店を本店営業部へ統合	
14年 2月	倉賀野町1077番地に倉賀野支店を新築移転	
15年 3月	ローンセンター貝沢オープン	
18年 6月	第九代理事長 高橋英美 就任	
19年 6月	ローンセンター貝沢をリニューアルし たかしん相談プラザとしてオープン	
21年 6月	預金量4,000億円達成	
24年 6月	第十代理事長 新井久男 就任	
26年 7月	創立100周年を迎える。同年10月、 記念式典を開催	
令和	2年 6月	預金量5,000億円達成
4年 6月	第十一代理事長 片山政明 就任	

11月	●第32回ぐんまマラソンに協賛し、職員もボランティアとし て参加
12月	●年末資金繰り相談窓口を設置 ●「たかしんビジネスプラン・コンテスト2022」を開催
1月	●献血運動を行い、役職員34名が協力
2月	●脱炭素化に向けた取組みの一環として、営業車両に電気自 動車を導入 ●税務相談会を開催 ●上野三碑普及推進活動の一環として、高崎市とともに山上 碑の美化活動を実施
3月	●高崎市(公益財団法人高崎財団)へ100万円を寄贈 ●「高信経友会・たかしん新世紀クラブ合同オンライン講演 会」を開催 ●「健康経営優良法人2023(大規模法人部門)」の認定取得



人、街、未来にニューバンク

高崎信用金庫

www.takashin-net.co.jp



本誌は環境に配慮した、
植物油インキを使用しています。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

〈表紙の絵〉山口薫「十一面観音」水彩

山口薫は、高崎市箕郷町出身の画家で、戦後日本を代表するモダンアートの旗手として、その画風は高い評価と幅広い支持を受けています。郷里榛名の自然で培われた清純な詩情・生活感情、さらに身近なものを形象化し、素朴で叙情的な表現が底流にうかがわれます。